

平成23年白浜町議会第4回定例会 会議録(第2号)

1. 開 会 平成23年12月14日 白浜町議会第4回定例会を白浜町役場
議場において9時30分開会した。

1. 開 議 平成23年12月14日 9時32分

1. 閉 議 平成23年12月14日 16時14分

1. 延 会 平成23年12月14日 16時14分

1. 議員定数 16名

1. 応招及び不応招議員の氏名
第1日目のおり

1. 出席及び欠席議員の氏名

出席議員 16名 その議席番号及び氏名は、次のとおりである。

1番	正木	秀男	2番	笠原	恵利子
3番	岡谷	裕計	4番	西尾	智朗
5番	玉置	一	6番	廣畑	敏雄
7番	溝口	耕太郎	8番	水上	久美子
9番	南	勝弥	10番	湯川	秀樹
11番	丸本	安高	12番	長野	莊一
13番	正木	司良	14番	楠本	隆典
15番	辻	成紀	16番	三倉	健嗣

欠席議員 なし

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名は、次のとおりである。

事務局 長 林 一 勝 事務局 主事 高 梨 鉄 也

1. 地方自治法第121条の規定により、議場に出席した者の職氏名は、次のとおりである。

町 長 水 本 雄 三 副 町 長 熊 崎 訓 自
会計管理者 吉 川 廣 教 育 長 清 原 武
富田事務所長
兼農林水産課長 辻 政 信 日置川事務所長 前 田 信 生

総務課長	坂本規生	民生課長	鈴木泰明
生活環境課長	中戸和彦	観光課長	正木雅就
建設課長	笠中康弘	上下水道課長	山本高生
地籍調査課長	堀本栄一		
教育委員会			
教育次長補佐	古守繁行	消防長	山本正弘
総務課課長	田井郁也	農林水産課課長	鈴木泰
総務課副課長	榎本崇広	税務課副課長	岩城祐朗

1. 議事日程

日程第1 一般質問

1. 会議に付した事件

日程第1

1. 会議の経過

○議長

皆さん、おはようございます。

ただいまから白浜町議会平成23年第4回定例会2日目を開催いたします。

日程に入る前に、事務局長から諸報告を行います。

番外 事務局長 林君

○番外（事務局長）

諸報告を行います。

ただいまの出席議員は15名であります。5番 玉置議員より少し遅れるとの連絡がございました。

本日までに受理した請願は、お手元に配付しました請願文書表のとおり、請願第1号は総務観光常任委員会に審査を付託することになりました。

白浜町電気技術者協会会長 田守節夫氏から要望書が提出されてございます。取り扱いにつきましては、議会運営委員会でご協議をいただきました結果、配付にとどめるということになりましたので、よろしく願いいたします。

町監査委員から平成23年度定期監査報告書が提出され、お手元に配付しております。

「町立図書館の早期建築を求める請願」について、地方自治法第125条の規定に基づく、その処理の経過報告の求めについて、町長並びに教育委員会より報告書が提出されていますので、お手元に配付しております。なお、詳細な説明は後日、担当課から行うとのこととなります。

小幡税務課長が病気休暇のため、欠席の申し出があります。岩城税務課副課長の出席を許可しております。青山教育次長から欠席の申し出があります。古守教育次長補佐の出席を許

可しております。

本日は一般質問を予定しております。

休憩中に議会運営委員会の開催を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

本日は撮影を許可しております。

以上で報告を終わります。

○議 長

諸報告が終わりました。

ご了承のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、これより本日の会議を開きます。

(1) 日程第1 一般質問

○議 長

日程第1 一般質問を行います。

順次、質問を許可いたします。

通告順1番、3番 岡谷君の一般質問を許可いたします。

岡谷君の質問は一問一答形式でございます。

町長の政治姿勢について、さらには安心・安全のまちづくりについての質問でございます。

それでは、1問目の町長の政治姿勢についての質問を許可いたします。

3番 岡谷君（登壇）

○3 番

皆さん、おはようございます。3番 岡谷でございます。

第4回定例会1番バッターとしまして一般質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

12月師走の大変忙しい季節でございます。本来、年の瀬を迎えて、通年でしたらこの1年を振り返りながら、明年に向かって夢を語り、そして、町の進展についても論議しながら、躍動の月を迎えるのが12月であろうと思います。ちょうど今から100年前の12月14日、探検家アムンゼンが人類で初めて南極点に到達した日でございます。その最大の勝因は綿密な準備にあったと書かれております。新しい歴史をつくるのはリーダー自身の行動であります。町民に勇気の灯をともし行動です。そのような思いで質問を行っていきます。

1番目に、町長の政治姿勢について質問をいたします。

昨年、あなたは町長選で、私はまずみずから足を運んで地域の声を十分に聞き、町民の皆様方と信頼を築きたい、安心して安全な未来のある南紀白浜をつくるために、私に町政を託してください、命をかけて働きますと宣言がなされております。この言葉に、今も初心の決意に、変わりはないんでしょうか。まず、この点についてお尋ねをいたします。

番外 町長 水本君（登壇）

○番 外（町 長）

皆さん、おはようございます。よろしくお願いいたします。

今、議員からご質問いただきました私が選挙のときにお約束をしました地域の声を聞き、安心・安全で南紀白浜をつくる、命をかけて、もちろんその気持ちで取り組んでまいりたい

と思っておる所存でございますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議 長

3番 岡谷君（登壇）

○3 番

しかし、就任より1年9カ月のあなたの姿、行動を通し、とても初心の熱意が感じてきません。公約の提案1年目からの町民と町議会との車座集会を実施されたのでしょうか。お尋ねします。

○議 長

番外 町長 水本君

○番 外（町 長）

今のご質問の、お約束の町民と町議会と町長の車座集会を行いますということに関しましては、議会の皆様方と一緒にやって行くことはまだできておりません。

○議 長

3番 岡谷君（登壇）

○3 番

確かに議会に対してもお呼びかけはなかったと思っております。町長に就任以来、海開き、また町有源泉等の多くの課題に対しまして、その都度、法的解決と言われました。ごみの問題もそうであります。行政が町民との協議において法的な話をする事自体に大きな違和感を感じます。結局、町民と町政の間にわだかまりを残す結果となってはいませんか。その責任を町長はどのようにお考えでしょうか。

○議 長

番外 町長 水本君

○番 外（町 長）

海開きが法的な違和感とおっしゃられておりますが、私は決してそのようには思っておりませんので、ご理解いただきたいと思ひますし、基本的にはやっぱり日本は法治国家でもございますので、憲法、法律、条例に基づいて行政を執行していくというのが通常ではないかと思うところでございます。

○議 長

3番 岡谷君（登壇）

○3 番

町長の考え方、それはそれとして、やはり民間との協議の上においては誠心誠意自分の考え方を述べられて、そら法的な部分はあるかと思ひますけれども、常に町長の側面の中にはそのような考え方で行動しているように私は、私個人としては感じました。町長には行政の長として広範囲な権限が与えられております。地域社会における影響力を持っております。また一方、行政のトップとしてのリーダーシップをとれなかった結果がごみ焼却施設の一連の問題に発展したと思ひますが、いかがでしょうか。担当職員のみ責任であるのでしょうか。お答えください。

○議 長

番外 町長 水本君

○番 外（町 長）

議員のご質問のごみ焼却場の問題について、担当職員だけの問題というご質問でございますけれども、決して担当職員だけの問題というふうには認識はしてございません。

○議 長

3番 岡谷君（登壇）

○3 番

それでは、順序立てて質問させていただきます。

町と保呂区は昨年9月30日、焼却場の使用期間を15年延長する協定書を締結しました。地域振興を事業としまして、平成23年第1回定例会で3,250万円を15年間基金造成することを議決したところであります。その基金造成の目的は施設の跡地の利活用、公共施設の整備など単年度で予算化することは財政事情から無理があるとのことで、基金を積み立てることになったものと理解します。それから、この基金の中で地元区が必要とする地域振興策にも充てるということで、我々議会も理解し議決したものである。このことについて間違いないでしょうか。

○議 長

番外 町長 水本君

○番 外（町 長）

議員のおっしゃるとおりでございます。

○議 長

3番 岡谷君（登壇）

○3 番

さらに8月12日、議会の全員協議会で町長より保呂区との地域振興についての覚書を8月1日に締結したことの報告を受けました。いわゆる行政協力金の支出については現金で支出することは適切ではないと考えるため、支出方法は基金の中から3,500万円を確保し、地域振興事業の必要性が生じたとき、地元の皆さんと協議しながら補助金基準を策定し、適切に支出すると発言されておりますが、この内容で間違いないでしょうか。お尋ねします。

○議 長

番外 町長 水本君

○番 外（町 長）

8月12日の全員協議会でそのようにお答えさせていただいております。

○議 長

3番 岡谷君（登壇）

○3 番

ということは、保呂区とも行政協力金のことは合意していたことにはなりますが、どうして現金を要求されたことになるのか、全く私はわかりません。11月に入り、議員懇談会で町長、三役、そして職員、課長より保呂区との一連の協議内容の説明を受けました。しかし、町長見解と課長会の見解は大きく相違しておりました。議会として11月8日、口頭で11月21日は議長名で早急に庁内会議を持ち、町当局としての統一見解を示し、保呂区との交渉を、早期再開を求めましたが、町長は審議されたんでしょうか。お答えください。

○議 長

番外 町長 水本君

○番 外(町 長)

議員に今ご質問いただいた案件は係争中のことにも絡んでまいりますので、詳細は差し控えたいと思いますけれども、職員との異なった見解が、それは違った見解のままでございますので、そこは1つにすり合わせることはできませんでした。

○議 長

3番 岡谷君(登壇)

○3 番

審議を尽くさず、解決策を司法の場に出されたこととなります。議論の場から町長職を放棄した行動としか考えられません。提訴しか選択肢はなかったと報道されていますが、町長の真意をお聞かせください。係争中でございますので簡単でございますが、言えないというなら言えない、コメントがあればお願いしたいと思います。

○議 長

番外 町長 水本君

○番 外(町 長)

詳細は申し上げにくいんですけども、そのことは異なった事実がありまして、そのことは第三者にゆだねるしかないというふうに私は判断したところでございます。

○議 長

3番 岡谷君(登壇)

○3 番

提訴内容については係争中ですので質疑事項は絞られますが、何点か確認いたします。

申し立て原告と被告は個人名であります。訴訟内容は公人同士の協議内容から精神的苦痛を受けたとして損害賠償請求をされています。町政を取り巻く行政課題が多くあります。今後、町長であるあなたがこのような手法方法をとられると、町民の皆さんや特にあなたを支える職員の信頼関係を損なうことになるかと考えますが、町長のお考えはどうでしょうか。お聞きします。

○議 長

番外 町長 水本君

○番 外(町 長)

議員のご質問は職員の提訴についてでございますね。違法な行為があったときは、町長といえども一私人として訴えを起こすことは制限されてないと考えております。今回は職員に違法な行為があったというふうに判断したところでございます。

○議 長

答弁、もう少し声を大きくしてください。

3番 岡谷君(登壇)

○3 番

今、町長から違法があったからやったと、前段には係争中であると言われた。全く論理がわかりません。これはこれとして、町長のお考えがあるんでしょう。

次に、今回の提訴について町長が議長、区、職員を訴えるという大変異例のことがあります。この提訴に当たり、町の顧問弁護士に見解を求められたんでしょうか。お聞かせください。

○議 長
番外 町長 水本君

○番 外(町 長)
顧問弁護士さんに関しましては、直接的にはそのお話はいたしていません。

○議 長
3番 岡谷君(登壇)

○3 番
それでは、なぜその顧問弁護士に相談されずにあえて他の弁護士にお願いしたのか、どなたに相談をされたのかお尋ねします。

○議 長
番外 町長 水本君

○番 外(町 長)
先ほども申しましたように、一私人として訴えを起こしたということでございますので、顧問弁護士ではなくして、私の知り合いの弁護士にご相談したところでございます。

○議 長
3番 岡谷君(登壇)

○3 番
問題の発生源は町長は個人と言われますけども、内容自身は公人と公人の面で発生したことであると思います。これを論議していけば平行になりますので、とどめますが。

また町の顧問弁護士が顧問をやめるというお話を仄聞したわけなんですけども、これは事実なんでしょうか。町長の耳に入っているんでしょうか。お尋ねします。

○議 長
番外 町長 水本君

○番 外(町 長)
一昨日、そういうふうなお手紙をいただきまして、また後日全員協議会でもご報告させていただこうかなと思ったところでございます。

○議 長
3番 岡谷君(登壇)

○3 番
では、その弁護士さんがやめられるという理由を町長としてお聞きしておりますか。内容について、こういうようなところでございますので、述べられなければ、述べられない、また、全員協議会でお伝えするというところでございますけども、差し支えなければご答弁願いたいと思います。

○議 長
番外 町長 水本君

○番 外(町 長)
今それ、ちょっと資料持ち合わせておりませんので、また後日改めてご報告させていただきたいと思います

○議 長
3番 岡谷君(登壇)

○3 番

今、この場に持ってきてないということでございますけども、あれば説明を受けることができるのでしょうか。お尋ねします。

○議 長

番外 町長 水本君

○番 外(町 長)

それをいただいたことに関して、再度私は顧問弁護士さんともお話を詰めておりませんので、改めてご説明させていただきたいと思います。

○議 長

3番 岡谷君(登壇)

○3 番

それでは、正式な受理ではない、今後はまだ内容について精査をしてお返しするというところでよろしいのでしょうか。

○議 長

番外 町長 水本君

○番 外(町 長)

すみません、ちょっと今意味わかりにくいので。

○議 長

3番 岡谷君(登壇)

○3 番

正式に受けられていないんですか。その内容についてももう一度精査をして、顧問弁護士にお返しするんですか。

○議 長

番外 町長 水本君

○番 外(町 長)

ええ、お受けはいたしましたけれども、幾つかご質問もしなければならぬ点もございますので、その辺がきちんと詰まっておりませんので、また改めましてご報告させていただきたいと思います。

○議 長

3番 岡谷君(登壇)

○3 番

それでよろしく。

年明けより裁判が始まります。この被告人席に座られる職員3名は、行政課題の解決へ懸命に町長を支え取り組んでこられた。あなたにとって大事な大事な職員ではないんですか。職員のご家族のこと、親族の心情をどう感じておりますか。お答えください。

○議 長

番外 町長 水本君

○番 外(町 長)

その案件につきましては、コメントをちょっと差し控えさせていただきたいと思います。

○議 長

3番 岡谷君（登壇）

○3 番

私は内容について言っているのではありません。この町職員の気持ち、家族の気持ち、親族の気持ちを町長としてどう感じているんですかと私は問うているんです。そういうところ、再度お願いします。

○議 長

番外 町長 水本君

○番 外（町 長）

それは皆様それぞれのお気持ちがあろうとは思いますが、その気持ちを私がおはかるということは、そこは推測の領域でございますので、差し控えさせていただきます。

○議 長

3番 岡谷君（登壇）

○3 番

係争中という思いも町長の中にはあろうかとは思いますが、やはり皆さんの悲痛な気持ちというものを感じていくべきであると思っております。議長にしても町長を考え、町益を考え、町長あなたを信じて支援してきたのではないんですか。私はそのように思います。今さら提訴を取り下げる気持ちはないですかとお尋ねはしたいんですけれども、今ずっと話を聞きますと、どうもその思いに至りません。大事なことやと思っております。今後、町長、副町長お二人で責任を持って保呂区と協議を進めると発言されていますが、今後の対応についてお伺いしたいと思っております。どう行動されていくんですか。具体的について説明をお願いします。

○議 長

番外 町長 水本君

○番 外（町 長）

保呂区との対応につきましては、必要に応じて検討を考え、対応してまいりたいと思っております。

○議 長

3番 岡谷君（登壇）

○3 番

私は今の言葉が答弁になってないように思います。この問題が発生して町長は、また副町長は、職員も関係なし2人で責任を持って行動し、解決すると述べられたはずであります。この時点で具体的な説明がないということは何も考えてないのでしょうか。私はそのことを大変悲しく思います。もう一度答弁願います。

○議 長

番外 町長 水本君

○番 外（町 長）

だから、先ほども申しましたように、必要に応じて検討、対応させていただきたいと思っております。

○議 長

3番 岡谷君（登壇）

○3 番

審議が進みませんので、次に入ります。

今後、町清掃センター、長寿命化計画に基づく設備の更新を進める時期であると聞いておりますが、このことに町長はどのような認識をされておりますか。お尋ねします。

○議 長

番外 町長 水本君

○番 外（町 長）

長寿命化計画につきましては、現在既に長寿命化計画等策定委託業務まで既に発注済みであります。地域の理解を前提としなければ、ここまでの手続を進めることはできなかつたところだと思っております。したがって、長寿命化計画につきましては協議等は終えており、予定通り粛々と実施してまいりたいと考えてる所存でございます。

○議 長

3番 岡谷君（登壇）

○3 番

また、焼却施設の寿命化の話を保呂区ともしなければならない大事な時期であります。この協定書に施設の変更、第20条に保呂区と協議の上であります。その上で国への申請、補助等をすぐに取り組むべき延命化の課題であります。このことについて町長はどうしていくおつもりでしょうか。お尋ねします。

○議 長

番外 町長 水本君

○番 外（町 長）

平成22年6月19日に長寿命化工事について保呂区様と協議をさせていただきまして、その場でお話も、その長寿命化についての反対意見も特には出されてはおりませんでした。7月2日に私も一緒に行かせていただきましたが、京田辺市の清掃センターを視察してリサイクル等々の見学もさせていただきました。さらに、7月9日に長寿命化工事について保呂区で学習会を実施し話し合いを持ちました。そのときも特に異論も出されてはおりませんでした。で、私もそのとき長寿命化の工事にあいさつするとき触れさせてもらっておるところでございます。それを受けまして、8月9日に循環型社会形成推進地域計画策定業務を発注し、9月30日に15年間の延長の協定書を調印させていただいたところでございます。この調印に基づきましては、長寿命化計画に基づく期間改良工事を実施することを前提として、延長協議を締結できたと承知しているところでございます。さらにまた、それを受けまして12月24日に循環型社会形成推進地域計画策定業務を提出し、平成23年1月13日に循環型社会形成推進地域計画を保健所においてヒアリングを受けております。で、3月10日に環境大臣の承認を得まして、3月22日に県環境生活部長の承認を得まして、6月3日、長寿命化計画等策定委託業務を発注したところございまして、協定書にありますところの、議員がおっしゃる20条の協議をしなければならないとなっておりますところの協議は、現在の経過の中におきましては私は協定書に基づく協議は経ておるといふふうに考えているところでございます。

○議 長

3番 岡谷君（登壇）

○3 番

とらえ方の相違であると思いますが、この平成22年6月から今年の3月まで経過を今、町長からいただきましたけれども、最終の結論は保呂区との話し合い、協定の上で成り立つと私は思います。それで、今後のこの焼却施設の推進でございますけども、このごみ焼却場の改良工事計画で電気計装設備の心臓部に当たります燃焼管理制御システム、コンピューターですね、そして、平成24年に検満を迎える6成分分析計等交付金の交付の手續に早急に手續を踏まなければならないと聞いておりますが、町長はどのように取り組まれるのか、これをするにおいてはやはり保呂区との協定を踏まえてお話をしなければならぬと私は思います。その辺、町長としての考えはどうでしょう。

○議 長

もう少し声を大きく通してください。

番外 町長 水本君

○番 外(町 長)

先ほども申しましたように、以上の経過の中におきまして私は、協定書に基づく協議は経ておるところでございます。それを粛々と予定どおり実行したいと考えているところでございます。

○議 長

3番 岡谷君(登壇)

○3 番

これは1つ大きな課題でございます。町長はもうそれで済んでいるという判断でございますが、法的に、逆になりますけども、町長よく法的と言われますけど、その分からいきますと大変矛盾を感じておりますので、その辺も含めて協議に私は入っていかなければならないと思います。今後、白浜町の環境行政の大きな課題であり、町の最高責任者としてこのごみ焼却施設についてもしっかりと論議し、また、保呂区とも認識を共有しながら進めていただきたいと思いますが、最後この点について町長としての決意というんでしょうか、その思いというものをお述べいただきたいと思います。

○議 長

番外 町長 水本君

○番 外(町 長)

今、議員からいただきましたご意見を承りまして、前向きに進めてまいりたいと思います。

○議 長

3番 岡谷君(登壇)

○3 番

次に、人事異動について何点かお尋ねいたします。

11月1日付の人事異動について尋ねます。人事は町長の専権事項であることは認識しておりますが、なぜこの時期なのか。重要な行政課題の解決へ職員が懸命に取り組んでいる最中であったと思います。昨年も私はこの点について一般質問をいたしました。昨年もことしも、この異動も、行政運営に行き詰まったときに人事を行っているように私は思えてならないんです。今の異動で行き詰まった行政運営が改善されるとお思いでしょうか。お尋ねします。

○議 長

番外 町長 水本君

○番外(町長)

人事は私の専権事項でございますが、昨年もそうでしたけども、決して4月1日だけが人事異動の時期ではないというふうに判断をしているところでございますので、それはそれでその状況に応じまして、昨年もそうでございますが、発令させていただいたところでございます。

○議長

3番 岡谷君(登壇)

○3番

さきの全員協議会で、平成24年度に機構の再編を行い、現行組織よりもっと効率的で機能的な組織を目指し、取り組んでいるとの説明を受けました。本議会で組織再編に関する条例改正案が提出される予定になっていたように私は思いますが、今回議案として上程されていないがどういうことでしょうか。お尋ねします。

○議長

番外 町長 水本君

○番外(町長)

先般の行政改革本部会議におきましても幾つか課題もございまして、できるだけ早く実施はしたいと考えているところですが、いろんなご意見もありますし、そういう中におきまして本議会においての上程を差し控えていただきました。

○議長

3番 岡谷君(登壇)

○3番

今回の人事異動の中に、技術職から一般職への職種変更を伴う異動がありました。このような異動については、本人にしましても技術畑でずっともう40年近くされている、ここに来て定年退職を数年後に控えている中で一般職という異動、このことについて本人の了承を得ることが労使間での協定と私は伺っておりますが、道義的にどうなのか、本人の理解を得ることができての異動だったのでしょうか、お尋ねします。

○議長

番外 町長 水本君

○番外(町長)

今ご質問の人事に関して、定年を数年、もう少し時間はあると思いますけれども、期間は。それはさておきまして、理解を得てはおりませんが、私はその人間が非常に優秀な人間である、その1点から任命させていただきました。

○議長

3番 岡谷君(登壇)

○3番

これも人事は町長の専権事項でございます。経緯があります。しかし、人は石垣、人は城、お一人お一人の職員を大切に育てていく、この牙城である白浜町の中心部分を守っていただく、その思いがなければ人事異動の意味は私はないと思うんです。ただ、1人が浮いたからとか、異動したからとか、簡単に異動していいものかどうか、その辺の判断というものはや

はり町の長であるあなたの思いからの行動に出なければならないと思います。そこで、この特定の職員の人事異動の理由を町長のオフィシャルサイト、ホームページに掲載されておりますが、この掲載すること自体が職員個人の名誉や人権を侵害はしてないのでしょうか。オープンに皆さん見ますよ。そしてまた、今回の係争中のことでございますし、何ら結論出てない部分で、こういうことがあったから異動しました、もうそういうことがホームページに発信されてるんです。このことについて名誉や人権侵害をされていないのか、町長の見解を尋ねます。

○議 長
番外 町長 水本君

○番 外(町 長)
決して名誉を侵害したというふうには私は思っておりません。

○議 長
3番 岡谷君(登壇)

○3 番
1月7日、一連の混乱の中で、町長は記者会見で保呂区への対応について声明文を読み上げ、人事異動対象職員の処分を行うと発表されたと聞きますが、それは本当でしょうか。その場に私はおりませんので、そういう発信をされたのか、お尋ねをしたいと思います。

○議 長
番外 町長 水本君

○番 外(町 長)
発信いたしました。

○議 長
3番 岡谷君(登壇)

○3 番
では、その処分する理由について聞きたいのでありますが、この処分はいつ発表されるのでしょうか、お尋ねします。

○議 長
番外 町長 水本君

○番 外(町 長)
今の議員の質問は、処分はいつ発表したかというご質問でございますか。するのかということでございますか。それは検討中でございます。

○議 長
3番 岡谷君(登壇)

○3 番
重要な行政課題の解決へ職員が懸命に取り組んでいる最中だったと私は思います。町には懲戒審査委員会があると聞きます。その審査はどうなるのか、メンバー構成はどうか、職員ばかりに責任を押しつけていますが、町長、また副町長に非はないんですか。その辺伺いたいんです。

○議 長
番外 町長 水本君

○番 外(町 長)

特段の非はあるとは私は思っておりません。

○議 長

3番 岡谷君(登壇)

○3 番

メンバーについてはどうですか。懲戒審議会のメンバー。

○議 長

番外 町長 水本君

○番 外(町 長)

事故審査委員会のことだと思うんですけども、内部から課長級が3名、外部から3名の6名構成になっております。

○議 長

3番 岡谷君(登壇)

○3 番

その課長3名についてはどういうメンバーなんですか。名前は結構ですけども今回の係争中に入っているメンバーではないんですか。お尋ねします。

○議 長

番外 町長 水本君

○番 外(町 長)

入っている方もおられます。

○議 長

3番 岡谷君(登壇)

○3 番

大変矛盾な感を受けるんですけども。係争中の方も入っての3名である。それでは、あとの町職員以外の3名についてはどういうメンバーが当たるんでしょうか。

○議 長

番外 町長 水本君

○番 外(町 長)

各種団体の方でございます。

○議 長

3番 岡谷君(登壇)

○3 番

もうちょっと内容について。

○議 長

番外 町長 水本君

○番 外(町 長)

今の発言、訂正させてください。各種団体ではございません。各個人でございます。

○議 長

3番 岡谷君(登壇)

○3 番

差し支えなければ3名、どういうふう種類でということですか。

○議 長

番外 町長 水本君

○番 外(町 長)

1名の方は前社会福祉協議会の役員をされておった方で、もう1名の方は日置川の商工会の会長さんでございまして、もう1名の方は前助役様の方の3名です。

○議 長

暫時休憩します。

(休憩 10 時 21 分 再開 10 時 22 分)

○議 長

再開いたします。

番外 町長 水本君

○番 外(町 長)

申しわけありません。その選出は元警察OBの方、役場OBの方、そして民間の方で交通関係の役を務められているという、そういう3名構成の形になっております。

○議 長

3番 岡谷君(登壇)

○3 番

懲戒審査委員会の内容は大体わかるんですが、先ほどもありましたが、町職員の方が1名か2名含んでいるというのでございますので、この発表に至るまで、決定に至るまで、やはりこの裁判が済むまで結論には出さないということになります。町長の考えはまた、いやいや、違うんやと、庁内の職員の分も変えて望むんやと、もしそういう含みがあるのか、その辺を尋ねたいと思うんやけど。

○議 長

番外 町長 水本君

○番 外(町 長)

決して裁判が済むまでにはというふうには考えておりません。

○議 長

3番 岡谷君(登壇)

○3 番

また、11月7日に行った記者会見の内容を、町政の混乱をなぜ個人のホームページに公開したのか、全国に発信したのか。世界中に発信されたような感じでございますけども、あなたの正当性を主張する前に町政の混乱を終息させるのがやっぱり町政の責任者の行動だと私は思います。この7日の報道陣での記者会見がありました。そして、数日後においてこのことについて報道されたところは数箇所ぐらいでございました。といいますのは、7日に聞いた報道関係はこの内容にいささか疑問点が残る、発信できないという思いの中でセーブされたんじゃないかと私は思います。多くの新聞を開きましたけれども、数社だけです。ほかはどちらも冷静になりなさい、冷静に判断をしてみなさい、そして、この中間施設において正常化を目指しなさい、そういう思いがやっぱり報道の中にあっただと思います。今この台風12号、15号の風評被害で観光客が激減しております。それに輪をかけて全国に町政の混

乱を発信したことについて、あなた個人の、個人的には心が晴れるかどうか知りませんが、白浜町にとって全国各地の方にどれだけ心配を与えたのか、私のほうにも多くの方から白浜町大変やなあと、そういう声がたくさん届きました。その中で説明はなかなかできませんから、やはりしっかりと議員としても取り組んでいきますので見守ってくださいということしか言えませんでした。あなたは白浜町長であり、公人であります。その責任をやはりしっかりと受けとめていただきたいと私は思うんです。一連のこの報道されたことについて、町長としてどう感じておりますか。責任を感じておりますか。こういう内容やから、みんなに知らせたらいいんだという思いで発信されたんでしょうか、その辺を伺いたいと思います。

○議 長

番外 町長 水本君

○番外(町長)

私は事実を広く皆様方と共有して問題に対応していこうと、そのように思った次第でございます。

○議 長

3番 岡谷君(登壇)

○3番

事実を公開をする、その公開する基本的な考え方は双方の考え方があるんです、これは。そのためにこういうものが出ているんですよ。相手のことも意見も考えずに、私はこうだからこれが事実であるということで、私は一方的に発信をされるということはいかななものかと思えます。

そこで、この項に対して、最後になりますが、この政策を前に動かす首長のあり方について、山梨学院大学法学部教授であります西寺雅也氏の提言の一部をご紹介しますと思います。首長、町長には組織全体に目的意識を持たせ、生き生きとして職員が活動できる場として組織を構築する能力と、地域の課題に的確に対応した政策形成を行う能力を高めるため、行政内部で議論の場をつくることを強調されております。そして、首長、町長の役割は行政全般にわたって目配りと考え方が一貫している、判断が揺るがないこと。また、職員も的確な資料の作成や最終的に町長が判断できる材料を整えて議論の場に臨む。そして、その議論を通して合意形成し、確認し合い、連帯して責任を負うという体制づくりが必要であると述べられております。町民の皆さんは町政が混乱している現状を大変憂っています。町政を正常化するため、最高責任者としてどうすればよいかお答え願いたいと思います。

○議 長

番外 町長 水本君

○番外(町長)

そこは認識の違いか、見解の違いかわかりませんが、私は非常に町政が混乱しているというふうには考えていないところでございまして、それは業務は業務で粛々と職員の皆さん一生懸命やっただいておりますし、一生懸命に取り組んでくれるところでもありますから、本当にそこは頑張っただいておるところでございまして、ご理解いただきたいと思います。

○議 長

3番 岡谷君(登壇)

○3 番

答弁聞きまして大変しゅんとなってくるんですね。やっぱり足を運んでくださいよ、ひぎ元に、町民の。あなた自身町民の方とひぎ詰めで今の現実はどうなんか、今の観光立地はどうなんか、おたくの商売どうや、あなたのホテルはどのくらい減つとるのや、そういういろんなことを聞きながらアンテナを張っておれば、今のような答弁は出てこなかったんです。やはり明年に向かって心新たに直していきませんか。その共通の思いで取り組んでいくところにまたご理解をいただく、前へ進んでいける、その一致点が私は見出してきていると思いますので、その辺、町長、副町長におきましては改めるところは改めていただいて、しっかりとお取り組みを願いたいと思います。

次に、観光振興についてお尋ねをしたいと思います。

まず、今年の観光動態について伺いたいと思います。内容についてよろしくお願ひします。

○議 長

番外 町長 水本君

○番 外(町 長)

ことしの観光動態についてのご質問でございます。

ことしの観光動態につきましてですが、本年は東日本大震災により日本の経済全体が著しく低迷し、特に原子力発電事故が影響して海外からのお客様がほとんど来なくなりました。その夏場、ようやく復活の兆しが見られた矢先に、9月には台風12号による豪雨で紀伊半島全体が大きな被害を受けたところであります。当町の観光産業への影響につきましては、宿泊者数は昨年の1月から10月までと本年の同時期の数値を比べますと、約9万6,000人の減、10%を超える落ち込みとなっております。また、観光産業と連鎖して商工業でも大きな売上の減少と伺っております。このように大変深刻な経済状況の中、早急な経済活性化対策を講じる必要がありますので、白浜町緊急経済活性化対策委員会を立ち上げ、元気な和歌山と白浜町の魅力をPRして1日も早くお客様を呼び戻し、経済の活性化を目指して取り組んでおります。委員会の取り組みのほか、効果的な事項としては高速道路を一定期間無料化していただけないか、国、内閣に要望しているところでもございます。なお、この委員会につきましては私が委員長を務めさせていただいて、町内の経済団体総ぐるみになるような取り組みも基本的に実施しているところでございます。

○議 長

3番 岡谷君(登壇)

○3 番

今、町長からも1つの事業について言われましたが、白浜町緊急経済活性化対策事業の進捗状況について、お尋ねをしたいと思います。本事業は現在の深刻な経済状況の中、当町の基幹事業である観光事業に対し、即効性のある効果的な緊急経済対策をすることにより、台風12号により紀伊半島全体が受けている観光経済の低迷から脱却をし、町全体の経済を活性化させるということで、10月21日第3回臨時会で同事業補助金として2,000万円を計上し、議決したところでございます。事業費としまして3,000万円でスタートしました。本事業は町が主体であり、町長よりみずから委員長として事業を進めていくという力強いお話がございましたが、まず1点として委員会の取り組み状況、そして何回の会議を持ち、どのような協議をされて現在進んでいるのか、お尋ねをしたいと思います。

○議 長

番外 観光課長 正木君

○番 外（観光課長）

白浜町緊急経済活性化対策事業の取り組み内容と進捗状況等についてご質問をいただきました。

事業の遂行に当たりましては、まず立ち上げる委員会として第1回の委員会を開催させていただきまして、その後、観光宣伝部会と商工振興部会の会議をいたしまして、それぞれ会議をいたしました。そうしたことで各部会による取り組みをそれぞれ行っているところであります。

まず、観光宣伝部会におきましては、新聞等による広告宣伝と旅行社とのタイアップ商品造成事業により誘客推進を目指しているところであります。さらに、県観光連盟や南紀エリアの各自治体、観光団体による西日本や東海地方の旅行会社やメディア向けにプロモーションを実施し、元気な和歌山と白浜町の魅力をPRすべく、取り組みを強化してございます。

商工振興部会としましては、まず、町内における消費拡大を図るために元気な白浜振興商品券販売事業を実施してございます。また、既に取り組んでいますオール白浜で取り組む元気再生プロジェクトをより充実させるための宣伝事業を実施します。この事業は白浜へお越しいただいたお客様のまち歩きの推進と、地域の魅力アップを目的としており、ビンゴdeスタンプラリーや白浜deランチなどに取り組むことにより、観光客の皆様にご地元産品、地域の魅力を再発見していただくとともに、再び白浜へお越しただけのきっかけにもなると期待いたします。

以上でございます。

○議 長

3番 岡谷君（登壇）

○3 番

会議は何回ですか。

○議 長

番外 観光課長 正木君

○番 外（観光課長）

会議につきましては結成時に委員会として1回、それから、その後は観光宣伝部会が1回、商工振興部会を2回開催させていただいているところであります。

○議 長

3番 岡谷君（登壇）

○3 番

本事業はいわば12月までの取り組みと説明を受けました。もう12月半ばに来ている状況で、せっかくの補助金が有効利用されているのかどうか。やはり委員会がきちんと、私は機能してないんじゃないかと。1回、2回、3回ですか、これ。町長はみずから実行委員長になって、主体的に取り組むと言われました。今の協議内容では何ら緊急経済対策の取り組みになってない。進め方が私は遅いと思うんです。報道関係とかいろんところで活発に行動し、催しもやっている、アピールしている。そういうようなんががんと報道され、響いてくるんですけども、この白浜においてこれからまだやるんやというようなところでござい

ますので、その辺の部分で町長はどういう考えですか。

○議 長

番外 町長 水本君

○番 外（町 長）

今回の観光振興につきましては、早期に取り組むべき緊急経済活性化対策事業だけでなく、長期的な視野に立った観光地づくりを目指す必要があるとも考えているとございまして、観光地の規模やスタイルを考えれば、やはり従来どおりの誘客対策は引き続き必要と考えますが、それだけではなく観光スポットの魅力や充実やイベントなどの工夫をしていくことも求められているのではないかと考えているところでございます。また、高速道路の進展などにより、町を取り巻く状況も視野に入れており、今後の観光振興の施策に取り組まなければならないと感じるところでもありますし、今後も経済団体を初め関係機関と協議しながら、観光地白浜が将来にわたり反映できるように、町の重要施策としての位置づけで取り組んでまいりたいと考えております。議員おっしゃるように取り組みが遅いとおっしゃる、それは順次の形で取り組んでいただいていますし、高速道路の無料化等の要望もしておるところでございますので、順次その成果というのは一遍にぼっと上がるわけではないかもわかりませんが、その効果は必ずや上がってくるのではないかというふうに思うところでございます。

○議 長

3番 岡谷君（登壇）

○3 番

今どうも、町長の話をお聞きすると、長期的な展望に立ってという言葉が出ましたけども、これは短期で緊急にやるもんじゃなかったんですか。今大変やから、何とか浮上するためにてこ押しをする、そのてこ押しを部分として3,000万が事業として私はスタートしたように思いますよ。長期的な展望に立ったら、要するに4月の部分で出せばいいんですよ、これは。その辺のやっぱり認識の違いというんですか、取り組みの考え方というんですか、そのところが実行委員長として私は弱いように思うんです。だから、今何しとくのも早くやっていただきたいと私は思いますよ。

それであと、そのキャラバン実施事業について1点、プロモーションの実施について、どのような内容で進められているのか、新しい企画、試みがあるんでしょうか。その辺ちょっと伺いたいと思います。

○議 長

番外 観光課長 正木君

○番 外（観光課長）

先ほどのご指摘も含めてでのこととございますが、現在、被災した地域全体、これ白浜町だけではなく、紀南エリア、和歌山県全体で取り組むこととして、早急に各エージェント、旅行会社さんとメディア向けにプロモーションを実施しております。そのときにもうほぼ道路も復旧しているというふうなPRもさせていただいておるんですけども、被災イメージというのはなかなか払拭されていない部分もございまして、今はもう完全に大丈夫であるということと、やはりこれから展開していきますいろんなイベントとか、今やっている事業、それから白浜町の魅力というものをPRするために、今現在、10月以降です、何よりも増

してこういうプロモーションが大事であるということで、そういう事業を展開しているところでございます。

○議 長

3番 岡谷君（登壇）

○3 番

しっかりとまた、もう一刻も早くお願いいたします。

次に、南紀エリア観光振興実行委員会について、お尋ねしたいと思います。

同委員会の会議は定期的に行われているのでしょうか。主な協議内容について、伺いたいと思います。

○議 長

番外 観光課長 正木君

○番 外（観光課長）

南紀エリア観光推進実行委員会は県観光連盟、西牟婁振興局、田辺市、上富田町、すさみ町、白浜町を初め観光関係団体で構成されており、南紀エリアの観光地の宣伝や旅客誘致と情報交換等の事業を行い、広域観光を推進することを目的としております。会議は年1回の総会を中心としておるんですけれども、その都度その都度、季節ごとに役員会を実施させていただいております。ことしは特に3月の大震災を初め台風12号での被害等により、南紀エリアへの観光客の呼び戻しが課題となっております。そうしたことでこの南紀エリアの推進実行委員会も一緒になって、先ほど申しあげました観光プロモーションやキャンペーンを行い、11月には県観光連盟を初め関係市町とともに西日本プロモーションとして、大阪、岡山、広島、博多において駅前での観光キャンペーン、それから、旅行会社へのPRをして和歌山県の主要観光地は元気に営業中であるとPRを行い、送客についてご協力をお願いする活動を展開しております。町としましても南紀エリアの自治体や関係団体との連携を図り、一体となって誘客に取り組んでまいりたいと考えております。

○議 長

3番 岡谷君（登壇）

○3 番

紀南地域の情報の共有を図り、積極的に来客動機につながるプランを発信する基地というのでしょうか、やはり周辺市町村の観光担当、そして観光協議会のメンバーでの参加でありますので、この紀伊半島全域を網羅しているメンバーかと思っておりますので、その辺もしっかりと協議を深めながら、観光推進に取り組みを願いたいと思います。

次に、本庁舎建設基金の創設も含め、今後の取り組みについて尋ねます。

本庁舎築後50年が経過しまして、将来予想されている東海、東南海、南海の3連動の地震災害時に、司令塔として役割を果たせるか。また、町職員、町民の方々を守るか心配でなりません。さきの一般質問で、町長より庁舎建設基金の創設も含め関係各機関とも協議していきたいとの答弁をいただきました。私はまず庁舎建設検討委員会を設置していただいて、庁舎の機能、財源の確保等々もご検討いただきながら取り組んでいただきたいと思いますが、町長のお考えをお聞きします。

○議 長

番外 町長 水本君

○番 外(町 長)

9月の定例会で、庁舎の耐震化のあり方については関係各機関とも協議していきたいと回答したところでございますが、まだその具体的な協議の実施には入れてない状況でございます。平成24年度の耐震診断の国庫補助金を要望しているところでございます。補助金がつき次第早急に耐震診断を行い、その結果今後の耐震工事をしていくか、また新たな建設をするかの判断していく必要があるのではないかと考えているところでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議 長

3番 岡谷君(登壇)

○3 番

再度確認いたしますが、庁内に庁舎建設検討委員会を設けて取り組みを進めるということではよろしゅうございますか。

○議 長

番外 町長 水本君

○番 外(町 長)

つきまして、そういうふうな状況でございますので、職員の皆様からもそんなご意見をいただいておりますので、対応としましては庁舎の検討を考えていくということは重々していかなければならないことではございますので、検討委員会、名称は何がいいのかちょっとわかりませんが、そのような方向で考えていきたいと思っておりますので、ご理解よろしくお願ひします。

○議 長

3番 岡谷君(登壇)

○3 番

それでは、よろしくお願ひしたいと思ひます。

1番の町長の政治姿勢について、終わりました。

○議 長

続きまして、安全・安心の町づくりについての質問を許可いたします。あと10分程度ということで、よろしくお願ひします。

3番 岡谷君(登壇)

○3 番

10分ですか。ちょっと割愛します、いろいろと。

2点目に安心・安全のまちづくりについて、何点かお伺ひいたします。

12号台風による災害状況により伺ひます。

1点目、災害時における指定避難所開設の判断基準と避難所運営マニュアルの見直しについて、どのように改善されたんでしょうか。お尋ねします。簡単にお願ひします。簡潔に。

○議 長

番外 総務課課長 田井君

○番 外(総務課課長)

指定避難所の開設基準についてのご質問にお答えいたします。

町としましては、避難についての情報を避難準備情報、避難勧告、避難指示の順に発令し

ております。避難所の開設基準としましては、避難準備情報発令時には開設ができています。よう早めの開設に取り組んでいるところでございます。なお、町が開設する避難所は小中学校などの公共施設となっております。災害の程度に応じて、地域の集会所等を避難所として使用する必要が生じる場合も出てくるかと思いますが、その場合の運営方法については早急に検討していきたいと考えております。

それから、避難所運営マニュアルですが、これは避難所運営にかかる基本的な事項、避難所での初期活動、避難所の運営体系などについてまとめたものでございます。平成22年度の事業として町が専門業者に作成を委託して、防災対策室職員と協議をしながら作成を進めていましたが、3月の東日本大震災の後、見直しが必要となりましたので、23年度に繰り越ししまして、現在、策定作業中でございます。

○議 長

3番 岡谷君（登壇）

○3 番

1点問題になりますのは、避難準備情報であります。これは災害時要援護者の方がまず行動を起こす。しかし、おじいちゃん、おばあちゃん、先行きよしではすみません。やはり、そこに伴う健常者の方が案内をして、その場所に行かなければなりません。ですから、その避難所の開設が大変遅いというところがあるんです。ですから、一刻も早く。地震の場合は仕方ないですよ、いつ発生するかわかりませんが。台風とか大雨、豪雨の場合はある程度、こういう雨量であれば早いこと開設せんとあかんという判断がつきやすいですから、そのことをマニュアル的にも決めて、開所を時間的にもちょっと余裕があるようお願いしたいと思います。その担当するところは大変だと思います。地域防災等々で協議はされると思いますが、その辺を含めてお願いしたいと思います。

次に、日置大地区の土砂崩れ箇所の改修工事について、今後の安全性を考え、どのような対策をなされているのでしょうか。お尋ねします。

○議 長

番外 町長 水本君

○番 外（町 長）

議員ご指摘のとおり、台風12号の影響によりまして、大地区の土砂崩れの改修工事ですね。田畑や用水施設への崩土が流出したり、稲作などに大きな影響が出たところでありました。町としましては農道、排水路の土砂の撤去を早急に対処したところですが、その後、台風12号により、大災害となってしまったところでもあります。町は県林務課と連携しながら復旧作業に取り組んでございます。まずは、生活圏内の流木や土砂の撤去、主な…。

○議 長

3番 岡谷君（登壇）

○3 番

町長、違うんですよ。大地区について私、今後どうするのかというふうに。

○議 長

番外 町長 水本君

○番 外（町 長）

失礼しました。

大地区に対しましては、県は12月中旬に国の災害査定を受け、年度内に治山復旧工事を発注する予定としております。町としましては、県発注の治山復旧工事のアクセス道や排水路の計画に取り組んでいるところでございまして、大地区の方々に安心して生活していただけるように、民家に接近した重要度の高い復旧工事から順次年次計画を立て対応していきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議 長

3番 岡谷君（登壇）

○3 番

よろしくお願ひしたいと思ひます。

それで、土砂崩れで避難の判断に大変苦慮すると思うんです。ですから、今後雨量計とか水量計の設置などを含めて安全対策を検討していただきたいと思ひます。これは提案になります。

次に、台風12号による豪雨で富田川、日置川が氾濫し、浸水被害が多く発生しました。被災地域からまず1点は堤防の整備、2点目、河川敷の土砂及び流木の取り出し等々の要望が出されております。地域の安心・安全の確保に向け、どのように改修工事も含めて取り組みをされていくのか、お尋ねしたいと思ひます。

○議 長

番外 建設課長 笠中君

○番 外（建設課長）

まず、河川災害復旧工事でございますが、町事業としましては3件ございます。災害査定も11月30日に受検し、おおむね100%国に認めていただいておりますので、今回の議会で補正をお願いしております。補正が通りましたら、すぐに発注をかけ、復旧事業に取り組みます。また、県管理河川の富田川、日置川の河川災害復旧は現在も災害査定を受検中であり、白浜地区では7件、日置地区では6件の河川災害復旧に向けて取り組んでいただいております。今後も県も国の災害査定受検後に随時発注したいと聞いておりますので、再度早急な事業着手を要望してまいります。

次に、河川敷の土砂の取り出しにつきましては、先般、白浜町長、上富田町長、田辺市長が県知事に県管理河川の堆積土砂や流木除去について、早急な対策をしてほしいとの要望をしたところであります。先月11月1日付で県から砂利採取実施に向けた取り組みの意向調査がきております。富田川、日置川の堆積土砂を砂利採取事業として町でできないかとの意向調査でございます。町は県管理河川でもあることから、事業は県にお願いしたいと上富田町、田辺市とも同じ回答をしております。今後、協議の中で事業決定されていくと思われまますので、早期事業着手に向けての取り組みを県と連携をとりながら進めていきたいと考えております。

また、次の流木の取り出しにつきましては、23年11月末から12月初旬にかけて、富田川流域及び日置海岸で流木除去の作業を県で行っていただき、富田川、日置海岸も大変きれいになりました。しらぎ橋橋台にかかっておりました流木も、町にかわりまして作業をしていただいたところでもあります。先ほども申し上げましたが、災害復旧の早期完成を目指して県と連携を密にとりながら、災害復旧事業に取り組んでまいります。今後、早期完成に向けては議員の皆様のお力もお貸ししていただきたいと考えておりますので、どうかよろ

しくお願いいたします。

○議 長

3番 岡谷君（登壇）

○3 番

時間来ました。ちょっと1分だけいただきます。

現状の河川の状況を見ますと、堆積土砂が多く見られております。今後の豪雨や台風により、現状のままではまた被災に遭われるなという心配をされておりますので、早急な対策が必要でございます。今、建設課長より隣接する各市町が県知事に河川の土砂や流木除去等を要望されていると伺いました。地域の安心・安全の確保に向けて一刻も早く改修工事ができますよう、お願い申し上げまして一般質問を終わります。大変ありがとうございました。

○議 長

以上をもちまして、岡谷君の一般質問は終わりました。

続きまして、11番 丸本君の一般質問を許可いたします。

丸本君の質問は一問一答形式であります。

殿山ダムについて、町政運営について、災害対策、保育園の通園についてであります。

それでは、まず1番目の殿山ダムについての質問を許可いたします。

11番 丸本君（登壇）

○11 番

11番 丸本安高です。ただいま議長の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。

今回の12月議会では4点にわたり通告をしております。質問に対しては明確なご答弁をお願いしておきます。

早速通告に従い、殿山ダムについての質問に入ります。

殿山ダムについては9月議会でも質問を行いました。しかし、私の質問に対して答弁ができなかった部分が数多くありました。旧日置川町と関西電力が交わした協定書の中身について確認できてないことが数多くありましたので、再度質問を行わせていただきます。関西電力が管理する殿山ダムは、二級河川である日置川上流の和歌山県田辺市大字合川に殿山ダムを構築し、昭和32年から殿山発電所の運転を開始しております。水力発電所、水利使用の許可は関西電力が和歌山県から許可を受けていると思いますが、そのような理解でよろしいのでしょうか。あわせて、水利権の期限は昭和59年8月1日から平成26年7月30日と思いますが、間違いございませんか。ご答弁をお願いします。

○議 長

番外 日置川事務所長 前田君（登壇）

○番 外（日置川事務所長）

よろしく申し上げます。

殿山ダムにつきましては、和歌山県と関西電力株式会社というふうになっております。そしてまた、更新期間につきましては議員の承知のとおり、水利権の期限は昭和59年8月1日から平成26年7月31日というふうになっております。

○議 長

11番 丸本君（登壇）

○ 1 1 番

9月議会で、関西電力と合併前の旧日置川町が昭和60年2月25日に締結をした5つの条項からなる殿山ダム及び殿山発電所の運用に伴う諸問題に関する協定書について、質問をしました。この協定書について原本が見つからない。そして、合併協議会で協議をされてないと聞いております。また、昭和60年2月25日に調印締結をしているが、期限を設けていない。この3点についてお認めになられますか。ご答弁をお願いいたします。

○ 議 長

番外 町長 水本君

○ 番 外 (町 長)

その後の旧日置川町当時の関係書類を再度調査いたしましたが、既に30年近く経過しており、確認できる関係書類が極めて少なく、議員ご質問の件につきましても明確な回答にはなりません、わかる範囲で回答させていただきます。

まず、協定書の原本につきましてはいまだ確認ができておりません。次に、協定書の写しの公印につきましては日置川町長印の印形に酷似しておりますことから、原本の写しと考えます。次に、期限につきましては協定書の写しから判断しますと期限設定はないものと解しますが、協定書につきましてはさらに精査する必要があると考えますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○ 議 長

1 1 番 丸本君 (登壇)

○ 1 1 番

あれについては答弁されましたか。協議会で協議されておりますかと言ってる。答弁ありましたか。合併協でね。

○ 議 長

番外 町長 水本君

○ 番 外 (町 長)

協議はしてございません。

○ 議 長

1 1 番 丸本君 (登壇)

○ 1 1 番

さきの9月議会において水本町長は、この協定書は契約期間中の昭和59年7月30日から平成26年7月30日の間において有効と考えますと、このように答弁されております。そしてまた、現時点で文面だけで明確な判断ができない、今後精査してまいりたいとのことでした。和歌山県と関西電力が交わしている協定と、町が交わしている、この私の質問の協定書は全く別の協定書であるのに、同じ協定と思われているのではないのか。今後、白浜町と関西電力の間で協定書の内容について共通認識を図り、精査をし、県にも問い合わせることをごぞいしました。9月議会から3カ月が経過しました。町が交わしている期限を設けていない協定書はいつまで一体生きているのか、このダムが存在する限りこの協定書は生きているのではないかと、この点について、先ほど期限を設けていないということでちょっと質問したんですけども、この協定書はダムが存在する限り生きているのではないんですかと私はしてるんですけど。ご答弁お願いします。

○議 長

番外 日置川事務所長 前田君

○番 外（日置川事務所長）

第3回の定例会以降、関係書類を調査いたしましたところ、議員ご指摘の協定書につきましては、写しではありますが、当時の水利権更新の申請許可にかかる書類とは別に、当時の日置川町と関西電力株式会社で交わした協定書と考えます。協定書の有効期限につきましては、更新期間中は有効と考えますが、期限を設けてないことから殿山ダム存続の間は有効ではないかとも読み取れます。したがって、今後協定書につきましては専門的見地から判断を仰ぐなどして精査してまいりたいというふうに考えております。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議 長

11番 丸本君（登壇）

○11 番

そしたら、所長、26年7月30日までは有効というご答弁でよろしいんですか。

○議 長

番外 日置川事務所長 前田君

○番 外（日置川事務所長）

26年7月31日とも読めますが、ダムが存続の間は有効ではないかとも読み取れるということ。

○議 長

11番 丸本君（登壇）

○11 番

そしたら、文書、条項の各確認ができてないという、こういう理解でよろしいんやな。どっちともとれると。

○議 長

番外 日置川事務所長 前田君

○番 外（日置川事務所長）

これにつきましては専門家の指導を仰ぎながら、今後そこら辺のところを確認していきたいというふうに考えております。

○議 長

11番 丸本君（登壇）

○11 番

9月の議会から3カ月が過ぎたんですけども、台風もありましたけども、これは大変重要な協定書であると思いますので、近いうちにこの中身について専門家に精査していただくようお願いしておきます。

昭和60年2月の旧日置川町で開かれた臨時議会で、当時の日置川町と関西電力が昭和60年2月25日に締結した協定が審議されていないと9月議会で答弁されております。協定書の第1条に、町が諸対策に要した費用に1億8,000万円を関西電力が負担すると書いています。昭和59年度の決算書によれば、殿山ダム水利権更新協力金が1億8,000万円、雑入として歳入され、対策協議会へ3,000万円支出されております。水利権更新協力金と

いうお金の趣旨は、昭和59年7月30日に県と関西電力が水利の更新をしたこの協定に対して協力した町への協力金であると思います。昭和60年2月議会で審議されていない旧日置川町の協定書の中に書かれている1億8,000万円は調査中であると、さきの9月議会で答弁をされております。その結果についてご答弁をお願いいたします。

○議長 長

番外 日置川事務所長 前田君

○番外 (日置川事務所長)

当時の決算書で雑入として1億8,000万円が歳入処理されている以外に、明らかにする関係書類等が確認できないということでご理解をお願いしたいというふうに思います。

○議長 長

11番 丸本君 (登壇)

○11番

確認できてないということですね。この昭和60年2月臨時議会でこの協定書について審議をされていないという答弁をさきの9月議会でいただいております。協定書の中の1億8,000万が、協定書の中のですよ、1億8,000万円が決算書に歳入されることがあるんですか。ちょっとご答弁お願いします。

○議長 長

番外 日置川事務所長 前田君

○番外 (日置川事務所長)

さきにも述べましたように、十分な関係書類が確認できませんが、当時の決算書から雑入として取り扱われていますし、しかしながら、議会での審議等当時の経過について明確にできる資料がないことから、明確にすることができませんということをお願いしたいと思います。

○議長 長

11番 丸本君 (登壇)

○11番

これもくどいですが、協定書の1億8,000万と昭和59年度の決算書の1億8,000万は同じお金であるのか、また別のお金であるのか、この辺再度聞きます。ご答弁お願いします。

○議長 長

番外 日置川事務所長 前田君

○番外 (日置川事務所長)

決算書で歳入されているということはそのようになっているんですけども、それ以外のことにつきましては関係書類等々が確認できないということでご理解いただきたいというふうに思います。

○議長 長

11番 丸本君 (登壇)

○11番

私もその決算書を見させていただきました。これは雑入として殿山ダム水利権更新協力金という、このようになっていますね。片一方の協定書のお金は、協定書を調印する過去に、

旧の日置川町が河川改修、水位の上昇、河床低下に伴う事業に費やした費用として1億8,000万なりを出すと、こう書かれておりますわね。これは前田所長も見られておると思いますがけれども。同じ1億8,000万というても、お金の主旨が違うんですよ、決算書を見れば。殿山ダムからのお金、殿山ダムの30年間の、和歌山県と関電が交わしておる、この約束の中の協力、地元が町として協力したお金として1億8,000万出すと、こう決算書になったんや、協力金。しかし、協定書の1億8,000万は、町が過去に使ったお金にダムが原因として起こった水位変動、河床低下に伴うお金として負担することになってる。全然これ違うんですよ。この1億8,000万、協定書の1億8,000万は行方不明という、こういう理解でよろしいんでしょうかね。

○議 長

番外 日置川事務所長 前田君

○番 外（日置川事務所長）

先ほども申しあげましたように、決算書では1億8,000万という入金でしか確認できませんので、それとこれというのを2通りあるということなんですけれども、その確認できる資料がございませんということです。お願いします。

○議 長

11番 丸本君（登壇）

○11 番

くどいですけどね、議会で審議されてない協定書の中の1億8,000万が審議されてないんですよ、これは前田所長がさきの9月でご答弁されたんね。審議されてない協定書について、その中に入ってる1億8,000万が、いわゆる雑入として決算書に入るということは町の会計上これあり得るんですかと私はさっき聞いたんだけど、行方不明とか書類がないんやとかいうそういうことがあり得るんですかと私は聞いてるんです。

○議 長

番外 日置川事務所長 前田君

○番 外（日置川事務所長）

当時の決算書が認定されているということの中で、これを今後再度調査するということがどういうことかということになる、そういったところでご理解をお願いしたいというふうに思います。

○議 長

11番 丸本君（登壇）

○11 番

所長に何の責任もないと思うんですよ、私は。えらいもの、協定書出てきたよと。丸本君えらいこれ、どこからきたんか知らんけどと思うとるか知りませんが、しかし、今さらもう調べようがないというのが私もちょっと一部理解したんねけども。ほんで、行方がわからんということですよ、はっきり言うたら。調べようない、もうこのお金がどうやこうやと決算書に入ったあった金、これ協定書の金、言い切れんで、これ。行方がわからんたら、今後これどうされるんでしょうか。

○議 長

番外 日置川事務所長 前田君

○番 外（日置川事務所長）

先ほども申しあげましたように、決算書に入っている1億8,000万以外のという、その根拠的な証拠書類がございませんということで。

○議 長

11番 丸本君（登壇）

○11 番

はい、もうわかりました。それは結構ですよ。

はい、次行きます。

同じ第3条について、9月議会で調査中のことでしたので、再度質問いたします。

3条の条項の中に、ダム等の運営に関する一切の諸問題が協定締結をもって解決したとあります。協定書によれば、過去も将来も解決をしております。一切の諸問題とは一体何を指しているのか、さきの9月議会では新白浜町として精査していくとの答弁でしたが、精査した結論は、結果はどのようになりましたか、ご答弁をお願いいたします。

○議 長

番外 日置川事務所長 前田君

○番 外（日置川事務所長）

この件につきましては、先般、関西電力株式会社と協定書について協議を行ったところですが、双方の相互理解に十分至っていない文言等もございます。町としましても、協定書の法的な解釈や内容について専門的見地から判断を仰ぐなど、さらに関西電力株式会社と協議を重ねてまいりたいというふうに考えております。

○議 長

11番 丸本君（登壇）

○11 番

次、また同じ第3条をいたします。

協定書第3条で、ダム等の円滑な運営に協力するものとなっております。平成26年7月31日が水利権の期限であるとの先ほどのご答弁でございましたが、次回の更新に白浜町が協力しなければならないのか、これについても、さきの9月議会で協議してまいりたいと。その協議されたんですか。

○議 長

番外 日置川事務所長 前田君

○番 外（日置川事務所長）

この件につきましても先日、関西電力株式会社と協議を行ったところですが、これにつきましても、文言等々につきまして、やはり専門家のそういった判断を仰いでいかなければならないというふうに考えてございます。

○議 長

11番 丸本君（登壇）

○11 番

協定書の第4条についてもご答弁いただいておりますので、再度質問させていただきます。

4条の中で、本協定締結に関し、万一住民または諸団体から関西電力に対し異議求償の申

し出があった場合は、すべて日置川町の責任において解決し、関西電力に一切の迷惑負担をかけないものとする」と書かれています。大地震によりダムの決壊、ゲートの破壊等が起これば、ダム下流に甚大な被害が出るのが予測されます。被害者に対する賠償責任は白浜町にあるのか、関西電力にあるのか、さきの議会では文面だけでは理解できない、町と関西電力との間で共通認識を図るとのことでしたが、賠償責任についてはこの白浜町にもあるのか。ご答弁をお願いします。

○議 長

番外 日置川事務所長 前田君

○番 外（日置川事務所長）

この件につきましても、先日、関西電力株式会社と協議を行ったところであります。この件について白浜町、旧日置川町に責任があるのかというご質問ですが、この件については協定書の5条にあります本協定締結の予測し得ない問題が発生した場合は、本協定書の定めのない事項が生じた場合、甲及び乙は誠意をもって協議するという文言も条項もあるんですけども、これらについてもやっぱり専門的な意見を聞き、さらに協議をしていきたいというふうに考えてございます。

○議 長

11番 丸本君（登壇）

○11 番

関西電力と協議されたということですが、関西電力との間で内容について話し合いをされたのは一体いつだったんですか。そして、1個飛びますよ、質問通告から1個飛ぶ。そして、その話し合いの場に何人ずつの出席者があったんですか。そして、相手の役職名、関西電力の方は何名来たか。こちらは町は何人出た。その辺どうですか。

○議 長

番外 日置川事務所長 前田君

○番 外（日置川事務所長）

日にちについては12月13日、日置川事務所において町側は私と副課長、それと関西電力株式会社和歌山支店用地グループの責任者と職員1名ということで、2名、2名の出席で協議をしました。

○議 長

11番 丸本君（登壇）

○11 番

話し合いをしたのが、まあ言うたら月曜日、一昨日やと。私が通告を出したのはこの木曜日なんですよ。それからすぐ和歌山の、白浜か日置か田辺の関西電力に問い合わせたんと思いますけど、12月の質問の通告をしてからですよ、先週の木曜日や、通告出したのは。出してから慌てて関西電力に問い合わせしたんね。水本町長、あなたはこれについてご自身の裁判を優先させて、ダムに大事故があったら、町の存亡にもかかわると思われる大事なこの協定書についてはほおとったわけですよ、これを。11月の人事異動の理由の1つとして、危機管理体制の充実というのがありましたが、質問の通告を受けてから関西電力と話し合いをするようでは、あなたに危機管理ができてると思いませんか。答弁をお願いします。

○議 長

番外 町長 水本君

○番外(町長)

協議したのが一昨日でございますが、私も昨日の会議の中で知ったわけでございます、十分にそのことに対しては今後踏まえていかないと申しますし、危機管理体制の充実をより一層、だからこそ図っていかねばならないと思っております。

○議長

11番 丸本君(登壇)

○11番

あなたはこの協定書について何か9月議会では、あなたはこの協定書とダムの水利権の更新を一緒にした。ダムの水利権というのはこれ30年間更新なんですから、これは次の更新が平成26年7月31日という、さっきご答弁ありました。これなんですわ。

これはダムに関して関西電力の許可、使わせてくださいよと、30年使わせてくださいよという許可を取るとんの、県が管理者やからこれ許可出しとんのです。これと町が結んだこの協定書、これは全く別々のものですよ。町長、月曜日に関西電力の人が来られたんでしょう。そのとき、この協定書はずっと30年、平成26年7月末やなしにそれ以後も生きると、こうおっしゃったと言うたん違うんですか。

○議長

番外 日置川事務所長 前田君

○番外(日置川事務所長)

期限が設けられてないということで、そういうふうに取り出れることもあるし、そういうふうに取り出れるということなんです。

○議長

11番 丸本君(登壇)

○11番

町長、今聞かれました。ずっと生きてる可能性があるということ。

さきの9月議会で、協定書の締結に当たっての立会者名簿を確認できなかったと日置川事務所長が答弁しております。この協定書だけの立会者名簿がないということであるのか、通常このような町の存続をかけた内容の協定書を町長と関西電力との2者で交わすことは、私は考えられません。しかも、この協定書には原本がないと言うても、コピーには公印を押しているわけでございます。一昨日の関西電力も、来られた関西電力の社員の方もこのコピーを持っていったと。関西電力は恐らく原本を持ってますよ。町がないというだけです。普通、このような協定書について、立会者なしでこれやるんですか、これ。

○議長

番外 日置川事務所長 前田君

○番外(日置川事務所長)

通常でしたらそういうこと、立会者なくしてはならないというふうには思いますが、この件につきましては、そういった書類も見当たりませんということで、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長

11番 丸本君(登壇)

○11 番

この協定書について、何点か不可解な点がございます。公印が押してる協定書であるのに、この協定書のコピーは何とか出てきたんですけども、原本が出てこない。2つ目に、議会で審議が行われてない。3つ目に、期限が切られてない。永久に続くんよ。第4に、立会人の名簿がない。第5に、協定書に書かれてる1億8,000万円がわからんと。決算書の1億8,000万はちょっと違うような感じがするんですけども、当時の町長に話を聞いて真相の究明を進めていくべきではないんですかと思うんですけども、その点についてはいかがでしょうか。

○議 長

番外 日置川事務所長 前田君

○番 外（日置川事務所長）

現時点では関係資料も少なく、十分理解できないこともございます。既に30年近く経過しており、どの程度まで理解が深まるか定かではありませんが、当時の関係者から情報入手するなど努力をしてみたいというふうに考えております。

○議 長

11番 丸本君（登壇）

○11 番

さきの6月議会において、決壊のシミュレーションの提出を関西電力のほうに求めていくべきではないんですかと私は質問したんですけども、さきの日置川区長会の統一要望、日置川所長の地元区からも、大地震発生時に不幸にしてダム堰堤が崩壊した場合、日置川流域への被害状況についてシミュレーションを実施し、住民に情報を公開するようとの要望が出ております。関西電力は想定内の地震において大丈夫とのことですが、想定外のことが東北では起こったように思います。ダムの耐震、そして、決壊時のシミュレーションについて関西電力、また県に強く働きかけていただきたいと思いますが、いかがなものでしょうか。

○議 長

番外 町長 水本君

○番 外（町 長）

殿山ダムの決壊につきましては、これまでもご質問をいただいているところであります。また、日置川区長会の統一要望もいただいておりますことも承知しておりますが、国の示す基準をクリアしており、今後、国、県の動向も注視しながら、適切に対応してまいりたいと考えているところでございますので、ご理解よろしく申し上げます。

○議 長

11番 丸本君（登壇）

○11 番

こういう大きな問題、なかなか町だけではちょっと解決しにくい問題もございますけども、特に東日本大震災後、堰堤の決壊ということを危惧してる住民もおりますので、ふえておりますので、決壊時のシミュレーションの提出を関西電力なり、県のほうへ働きかけていただきたいと、このように思います。

協定書についてももう少し聞かせていただきます。

この協定書の一番の恐ろしいところは、第4条にある住民から求償の申し出があった場合、

白浜町が負担をしなくてはならないのではないかと。私このように考えるとこではございませう。南海地震の発生が心配されている近年、協定書の中身について法律家に鑑定してもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。白浜町がこの協定書で賠償に担保に取られているように私は思うんですが。この議会が終わって年が明けてから複数の弁護士の方にこの協定書を見ていただいて、それで中身の鑑定をしていただいて、精査していただきますようお願いしておきます。どうですか。されるんですか。

○議 長

番外 町長 水本君

○番外(町長)

議員からご意見いただきました鑑定につきましては、慎重に対応してまいりたいと考えます。

○議 長

11番 丸本君(登壇)

○11番

町長、慎重にというより、これ、先ほど日置川所長が賠償の責任は、いや、ないとは言っていないんですよ。これ、多分、決壊が心配されるんですわ。もう区長会の統一要望に入れたんね、日置川町のね。そこにトップに出たんね、統一要望の。それで、日置川所長の地元、ここからも出たんね。決壊にはシミュレーションってわかります。ここのダムが崩れたとき、何分で田野井へ来るかとか、水位はどこまで来るとか、これが決壊のシミュレーション。これを関西電力に要求してくれと、こういう日置川区長会の統一要望に出たんね。それを私はこの6月議会で質問したんです。慎重にと、賠償責任もどこにあるやら明言してないんですよ。日置川所長は明言してないんですよ、先ほどの答弁。慎重にやない、やりますと申すて下さい。こういうべきで、別にこれに中身精査するのに、弁護士に頼むのものすごい金額が要るんやというんやったら、また別ですよ。ここの中身で担保取られたんね。抵当権設定されとると違ふんかということですよ、不動産でいうたら。保険に対したら質権設定とか、不動産やったら抵当権設定するでしょう。そういうものがこの協定書でうたわれてるのではないんですかと。そうなんですよ。慎重にというのはおかしいですよ。もう1回答弁してください。

○議 長

番外 町長 水本君

○番外(町長)

先ほどもお答えいたしましたけども、その協定書の中身につきまして法律家に鑑定してもらいたいことに対して対応していきたいと考えておりますので、よろしくお願いを。

○議 長

11番 丸本君(登壇)

○11番

対応してみると。

これで、以上でこの殿山ダムについてのこの質問は終わります。

○議 長

それでは、1項目目の件につきましては終了いたしました。

続きまして、町政運営についての質問を許可いたします。

11番 丸本君（登壇）

○11 番

2番目の項目であります、町政運営についてお伺いいたします。

町長と副町長がこのたび、町民や議長そして町職員を和歌山地裁田辺支部に提訴されました。このことにかかわって幾つかの質問をいたします。

まず、町職員の提訴について伺います。いろいろの会議や打ち合わせの席で、訴えた町職員から精神的苦痛を受けたというのが最大の提訴の理由のようであります。その原因は職員が行ったことが名誉毀損であったり、強迫であったり、地方公務員としての職務命令違反であったりすることのようでございますが、しかし、水本町長、あなたはこれら被告の任命権者でもあります。もし、町長が言うように職員にそういう行為があったとしたら、まずあなたが何よりも任命権者としてとるべき行為は地方公務員法第29条、これは解雇のこと、懲戒のことですね、にのっとり、懲戒処分をするべきではなかったのか。処分する、処分すると言っていましたけども。そして、もしそういう懲戒処分をして職員側に不服があった場合は、これは公平委員会にかかるわけでございますから、そういう対応をすべきではなかったのか。それならまだし、役場内部のこれはもめごとで済んでいたんではと思いますけども、町長のご答弁を求めます。どうぞ。

○議 長

番外 町長 水本君

○番 外（町 長）

民事に関しましては私個人のことでありまして、職員の地方公務員法に基づく処置とは別の問題であると考えるところでございます。

○議 長

11番 丸本君（登壇）

○11 番

この裁判の原告は水本雄三、あるいは熊崎訓自個人であるというのは、今ご答弁ありましたが、それは皆知つとるんです。しかしですよ、町長もそうやったと思いますけど、この職員についてはね、この方はいわゆる職務上、公務上に起こったことです。これを損害賠償請求なんてしてるわけです。町長、あなたに責任はないのですかと。部下がそういうことをやったとしたら、まだ判決してないから。これ、やったとしたら、その任命権者や、職務上やっとなことや、この部下3人、相手は。それらの責任はないのですかと。あなたご自身、部下に処分をすると。この11月14日でしたか、議員懇談会で私聞きましたよ。これ処分することによって、またいろいろな問題が発生してきて処分することを危惧したんねけど、どうですか、町長と言うたら、処分しますと言うてる。言うたやん。職員に処分するんやったら、それに仕事上に起こったこと、任命権者あなたに、あなたご自分の処分はどうされるのですかと。ちょっとご答弁お願いします。

○議 長

番外 町長 水本君

○番 外（町 長）

係争中のことでもございますから、詳細についてはお答えを控えさせていただく。私は私

のこととしまして、そこの任命責任につきましては不徳の状況でございましたので、そのことに際して今答弁は差し控えさせていただきます。

○議 長

11番 丸本君（登壇）

○11 番

いや、個人的に裁判されとると、これは私も理解しとるんですよ。何も個人的に裁判がどうやこうって、今これでは聞いてないんや。しかし、あなたに訴えられとる部下というのは、公務上のことであなたに訴えられたんね。あなたも公務上、そのときは公務上で行かなくても、それを個人の名前で訴えられた。部下は仕事の中で訴えられたんね。それで、その任命責任はあなたにあるわけで、あなたここの課長に行きなさい、こっちへ行きなさいと。任命、ここは人事権の、ここの保呂区へ今晚行きましようと言われたら、その任命したんが町長、あなたじゃないんですかと。そしたら、職員の処分をすると、こうははっきり言いましたやん、あそこで、11月14日に。そしたら、その処分するねんやったら、その上司であるあなたご自分の処分はどうされるんですかと。これ、個人として処分するん違うんですよ。あなたは水本雄三として部下を処分できませんよ、これ。町長の名前で処分するんですから。その町長が処分するんでしたら、あなたご自分の処分はどうされるんですかと。ちょっと、係争中は係争中やで、そこは水本雄三のほうに係争しやるんや。水本雄三が処分できへん、これは何でも。町長が処分するんで。これはそしたら、任命権者のあなたはこういう処分されるんですかと聞いている。処分は私するなとかしたら悪いとか、この処分ええ悪いとか言うてないで。ちょっとその点について私も理解ちょっとできんね。水本雄三は裁判してるというのは、これはこれや。それでこの人が係争しやるのは、それはええんや、別に。ええちゅうんか、それはそれでええんや。しかし、水本町長として処分するねんやから、町長として処分するんです、部下の。それは別であるけど、一緒なんやで。その辺どうされる。ご自分の処分どうされるんですかということやねん。部下の処分をどうこう言うとするんですよ。その辺ちょっとご答弁ください。そうでしょう。

○議 長

番外 町長 水本君

○番 外（町 長）

議員のご質問、民事は民事でございまして。だから、そのことは処分でも何でもないのでございまして、そこは区分けを考えていただきたいと思えますし、懲戒に関しましては、それはまだ懲戒を公表したわけでもございせんし、そこは先ほど答弁させていただいたけども、検討させていただいているところでございまして、それも踏まえてそのことに対しては考えていきたいと思えますので、よろしくお願ひします。

○議 長

11番 丸本君（登壇）

○11 番

私今聞いた内容のご答弁になってないように思うんですけども。ちょっと副町長と答弁の内容、私の質問の内容について統一してもらわなんだらよ。統一て、副町長は答弁いただけないけども、その水本雄三という方が裁判したのはとやかく言うたのじゃないんですよ。私はね、個人がしてることは質問してませんね。議長、ちょっと個人とよ、ここ一緒になっ

てるからよ、処分するて。

○議 長

暫時休憩いたします。

(休憩 11 時 57 分 再開 13 時 00 分)

○議 長

再開します。

一般質問を続けてまいります。

丸本議員の質問につきましては1時35分までということになっておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、町長からの答弁を求めます。

番外 町長 水本君

○番 外(町 長)

先ほどのご質問にお答えいたします。

原則的に、私自身には任命責任はないと考えているところでございます。なぜならば、本案件は地方公務員法第37条、職員は地方公共団体の機関が代表する使用者として、住民に対し同盟罷業、怠業その他の争議行為をし、または地方公共団体の機関の活動能率を低下させる怠業的行為をしてはならない。また、何人もこのような違法な行為を企て、またはその遂行を共謀し、そそのかし、もしくはあおってはならないという条項に抵触すると考えておりますので、基本的に私の命令に反した行為でありましたので、私自身には任命責任はないと考えているところでございます。

○議 長

11番 丸本君(登壇)

○11 番

任命責任はないと。このようにちょっと驚いているんですけども。先ほどから任命責任とあわせて11月14日に議員懇談会の場で処分をするというお話がございました。これも新聞報道にも出ております。16名の課長にね。私はこれに対してもものすごい危惧を持つとつたんですよ。それで、任命責任はないとおっしゃったんですけど、この処分というのは、この裁判については水本雄三あるいは副町長熊崎訓自、原告になっておりますわね。処分についてはこの両名、原告の両名がやられるんですか。水本雄三の個人の名前で処分はできるんですか。副町長、どうですか。あなた、さっきから何も答弁ないですけど。これは個人。

○議 長

番外 副町長 熊崎君

○番 外(副町長)

処分ということについては、地方公務員法違反ということで、人事異動命令に発令されてあるならば、それは職務命令を聞かなきゃいけない。それに違反したということになりますと、懲戒処分の対象と、こういうことになるかと思ひます。

○議 長

11番 丸本君(登壇)

○11 番

いや、処分はだれの名前でやるんですか。町長の名前でやるんでしょう。白浜町長がや

られるんでしょう。水本雄三がやれんでしょう、これ、処分は。裁判はあなた個人がやられたんねや。私、これについては、この是非は私何も聞いてないんですよ。処分は一連の流れとして、処分というのは町長、あなたが選ぶんじゃないんですか。町長としてやるんでしょう。水本雄三が処分できるわけじゃないんですよ、こんなもん。そうでしょう。それで、その使い分けしてるんや、あなた。水本雄三と白浜町長というのは使い分けしてるんや。処分はこれ、だれの名前でやるんですか、ちょっと言ってください。裁判は個人の名前、原告兩名出ましたわね。この点についての答弁はいつも、この裁判についての是非と答弁については係争中であると言うんやったら、なるほど係争中のことについては、それを私は質問してはおりませんよ。一連のこの流れの中で、いわゆる中間処理の設置の施設の地元区と、あるいはこの庁内の中の会議の中で不適切な発言があったということで、それを名誉毀損やということで、あなたはお訴えになられたんや。訴えられたんですね。それは水本雄三という名前で訴えたんねや。それで、一連のことに関してこれ処分すると、そういう人事異動に従わなんだと。辞令の発令式に出席せなんだということで、それらを合わせて処分するんやったら、それは町長の名前で処分されるんでしょう。それで、それ町長としてやるんやというんやったら、やるんやと言うてください。裁判とこれは別のもんやという。そうなんですか。

○議 長

番外 町長 水本君

○番 外（町 長）

基本的に別でございます。

○議 長

11番 丸本君（登壇）

○11 番

そしたら、地方公務員法の29条でご処分されると思いますけども、町長、あなたが公私を使い分けとるんじゃないんかと。職員はこれ公務上で行つとるんですよ。公務上行つとるんでしょう。公務上行った発言に対して、あなたは名誉毀損でやったんね、個人的に。あなたはね、公務上行ってるんですよ、これ。町内の会議の保呂区へ行ったのも、これ個人として行ったんじゃないでしょう。ご答弁。個人として行ったんのかと。

○議 長

番外 副町長 熊崎君

○番 外（副町長）

保呂区との会議については、当然、公式的な会議だとされております。その中で訴訟を起こしたのは、私自身精神的な苦痛、名誉毀損いうことを思いましたので、そのような先ほどの処分と分けてこの訴訟の部分については実行したものでございます。

○議 長

11番 丸本君（登壇）

○11 番

続いてちょっと質問させていただきます。

私は、あなた方がどういうねらいであれ、裁判に提訴するという事は、すべての裁判にかかわることが公開で審議されるということになると思います。しかし、これは行政上の課題を進めていく上で大きな妨げになるという可能性があると思います。それは今後、裁判の

上でお互いの争いが泥沼に入れば、証言や証拠を出し合い、被告、原告双方それぞれみずからの正しさを主張していくわけでありますから、本来ならおもてには出ない庁内の打ち合わせの様子や区役員らとのやりとりを、オープンにしていかななくてはならなくなります。本来、地方公務員法で守秘義務を負っている町長、あなたを含めて、あなたの部下が裁判官を納得させるために証言や証拠を出す、もしそのようなことになれば、ほかの課題も含めて役場の中で自由に議論ができなくなるではありませんか。裁判で争うことと地方公務員の守秘義務との関係を水本町長、あなたはどのように考えておられますか。ご答弁をお願いします。

○議 長

番外 町長 水本君

○番 外（町 長）

保呂区との一連の経過のやりとりを明らかにすることと守秘義務とは私は関係がないと考えます。むしろ、先ほども申しましたが、事実を明らかにすることこそが大切であると思いますし、そもそも守秘義務というのは基本的には、例えば入札価格を守るとかそういうことだと私は思います。

○議 長

11番 丸本君（登壇）

○11 番

これ、渡しとるんですよ、今の部分。きのう渡しましたね。今の中で地元区というんですか、施設を設置していただいております区との間のことだけでしたけど、町長のご答弁。部下を相手にしとると。この方は公務員や、あなたも含めて。私らも公務員や、特別公務員や。裁判というのは、私の言うことが、やっとなることが正しい、それに対して民事やから損害賠償、精神的苦痛を受けたとか、そういう訴え方をするように思うんですけれども、それに対してあなたも原告あなた2人、あなた方2人。被告3人おりますね、町の職員。この方らも裁判官に自分の訴えを聞いてもらうために、やっぱりいろんなことを証言せなあかんねら。住民の白浜町の中のことやったら、この役場の中の各課の職員が皆わかっと思えますよ。しかし、それらも出していかなあかん、自分が勝つために出していかなあかんと違うんかと、そのようなことになるのではないんかと。守秘義務を守れますかと。裁判というのは公開なんですから、秘密会議ではないんですから。守れますかとそうお尋ねしとるんです。あなた、その職員のことについて答弁なかった。答えてください。

○議 長

番外 町長 水本君

○番 外（町 長）

だから、先ほども申しましたように、守秘義務とは関係がないと私は思いますが。

○議 長

11番 丸本君（登壇）

○11 番

ちょっと答弁になってないし。守秘義務と関係ないと言うても、課長さんらは、職員の方も課長さんになっても、30年前後たった人ばかりやろ、これ。30年以上たってる。大体、ほんで、すべてについて知っとるんですわ、これ。守れますかと。裁判の公の場でやるんですよ、裁判というのは。傍聴はだれが来られても構わんね。自分が勝つために、町長、

あなたもそうでしょう。いろんな証拠を出してやるんでしょう。テープもそうじゃないんですか。もう答えられなんだら、それでよろしいです。

職員との信頼関係だけでなく、町民との信頼関係という点においても、町長、あなたのとった行動は常軌を逸した行動と言わざるを得ません。町長、あなたはこの一連の問題の経過の中で、相手の了解もなく音声を録音していたことです。みずからのメモがわりにそれを使うならまだしも、あなたは裁判に提訴する前に記者会見を開き、一方的に町民が話したことが録音されているテープに基づいた資料を世間に発表しました。町長、あなたは権力を持った側の人間です。その人間が一方的に町民が話した内容を公表するなどということは、あってはならないことだと私は思います。そんなことで町民との信頼関係を築いていくことができるのか、これからあなたに接触する町民は、みんな録音されていると思うのではないのでしょうか。一方的に記者会見で発表したことについて、町長、あなたのお考えをお聞かせください。この録音については、これも11月14日の議員懇談会で理由はこうや、こうやということでご説明いただきました。町長のその記者会見で発表したことについて、町長、あなたの考えというんですか、これを聞かせてください。これもきのう渡してるでしょう。

○議 長

番外 町長 水本君

○番 外(町 長)

先般もお話ししましたけども、事実を明らかにすることが私は物事の解決に努めることだと考えております。

○議 長

11番 丸本君(登壇)

○11 番

テープをとったというのは11月14日。私前に言いましたけど、これはこの議会の場でお認めできますか。

○議 長

番外 町長 水本君

○番 外(町 長)

その件に関しましては係争中のこととございますので、答弁を差し控えさせていただきたいと思っております。

○議 長

11番 丸本君(登壇)

○11 番

そしたら、11月14日に議員の前であなたはこれこれこういう理由でとったという、あそこでのお話は取り消されるということですか。

○議 長

番外 町長 水本君

○番 外(町 長)

いや、そういうわけではございません。

○議 長

11番 丸本君(登壇)

○11 番

はい、わかりました。

あなたはその設置区あるいはこの庁内の課長との会議をテープでとられたということですが、何のためにとったのかということと、それと何のために、その理由と、裁判のために、今回裁判されてますよね、この裁判のためにとったのではないんですかと。この辺どうですか。裁判の証拠のために、いわゆる証拠物件としてこれをとられたんですか。提訴の中にそれらしき文言がテープのらしき文言が訴状を見たら出てくるんですけど、この証拠のためにとったんですか。

○議長

番外 町長 水本君

○番外(町長)

そのことは先ほども申しましたように、係争中のことに絡んできますので、答弁を差し控えさせていただきます。

○議長

11番 丸本君(登壇)

○11 番

この件につきまして、もう1点お伺いさせていただきます。

あなたは今回の裁判で議長をも被告として提訴しております。町長と議会のあり方は、議論を通じてよりよい町政にしていくことであります。それは今私がしている議場でのこのような質問だけではなく、公開、非公開のあらゆる場面を通じて議論されながら行っていくものです。ところが、今回、あなたは最も自由な議論を大切に、保障しなければならない議会の議員、とりわけ議長の職にある者を、その言論を理由に被告としたわけであります。町長、あなたは自分を徹底的に批判する議員がいたら、今後も訴えるのでしょうか。それならば、独裁政治ではありませんか。今回提訴された裁判でどうしても理解できないことがあります。それは、この裁判をする目的が何か理解できないことです。町長、あなたが町民、部下である職員、議長を被告として訴えたこの裁判に一体何の意味があるんですか。訴訟を取り下げることが町益になるのではないのですか。ご答弁をお願いします。

○議長

番外 町長 水本君

○番外(町長)

質問にお答えしますが、私は別に批判されたから訴えたわけではございません。あくまでも、職員、議長、保呂区の方も違法性が高いというふうな判断のもとで私は訴えたのでありまして、批判されたから訴えたわけではございませんので、その辺はご理解いただきたいと思います。

○議長

11番 丸本君(登壇)

○11 番

いや、私が聞いているのは、この裁判をされた、あなた個人でやられたんですね、あなた個人でやられたこの裁判が何の目的があつてされたのか、この意味がわからんのですよ。あなたの公務上、職務上やったことに対して、中で起こったことに対して、あなた個人でやら

れたんや。この裁判に何の意味があるんですかと。そして、この裁判を取り下げることが最高の町益になるんじゃないんですかと、こう言うてるんです。取り下げることが最高の町益になるんじゃないんですかと。どうですか。あなた個人の裁判ですけど、やられておるんですけど、マスコミ等を見たら皆白浜町長が提訴になったと。水本雄三という、白浜町長水本雄三が提訴になったんや。皆そう受けとるんですよ、世間は。水本雄三さんの個人の上に白浜町長という冠がつくんですよ。あなたはここでノーコメントや、係争中でありノーコメントやとか、そういうことを言うとりますけども、これ取り下げることが私は最高の町益やと思いますけど、どうですか。

○議 長

番外 町長 水本君

○番 外(町 長)

取り下げることがとおっしゃられましたけど、私は今のところそういうふうには考えてはございません。何よりもやっぱり事実を明らかにしていく、詳しくは申し上げられませんが、そのように考えているところでございます。ましてこれ、民民の話で、本来でしたら私は一切そのことは外には出しておりませんでしたので、反対の側から出てきたので公になっていったという経緯がございますので、その辺もご理解よろしくお願ひしたいと思います。

○議 長

11番 丸本君(登壇)

○11 番

もう1点、ちょっとこの件に関しまして。町長、あなたは昨年3月に行われました町長選挙で、町民の付託を受けて当選されたわけでございます。今回の一連の騒動は町民の付託を受けた町長のとるべき態度ではないと、私はそのように思います。この裁判が長引くほど、白浜温泉のイメージが落ちていくのではないかと思います。裁判を続けたままでは、焼却場の問題、そして町長と課長会の問題が果たして解決することができるんですかと。町長、どうですか。このまま裁判続けたままで、これらの課題を解決していくことができるのか。取り下げるほうが解決していけるのではないかと。このようなご見解どうですか。それは、私が渡した分には出てないんで、町長のちょっと見解を聞かせてくださいということで。これらの課題を解決できるんですかと、こういうこと。

○議 長

番外 町長 水本君

○番 外(町 長)

仮定の話ではなんですけども、裁判が長引くとか長引かないとか、そういうことは余り私は思っておりませんし、これはこれとしまして取り組んでいきたいと思っておりますので、ご理解をよろしくお願ひします。

○議 長

11番 丸本君(登壇)

○11 番

以上で町政運営についてはこれで終らせていただきます。

○議 長

続きまして災害対策について質問を許可します。

11番 丸本君（登壇）

○11 番

災害対策について、お伺いさせていただきます。

市鹿野地区、湿地地域の排水路について質問をさせていただきます。

7月の台風6号、9月の12号台風で湿地地域の排水路が小さいために、排水機能が雨量に対し対応することができず、床上、床下浸水の被害が発生しました。その原因の1つが農協の市鹿野支所周辺から川添石油店周辺までの間が、上流に比べ水路が非常に狭くなっていることです。川添石油店の下流において水路がL字型に曲がっているため、排水がスムーズにいきません。川添石油店の周辺からもう1つ水路を設け、県道の下を通し、2つの水路で排水を分散すべきではないかと思いますが、町が責任を持つ部分もあると思いますが、県道の下を通っている部分もあり、県の責任もあると思います。今後どのような改良をしていくつもりなのか、建設課長の答弁を求めたいと思います。

○議 長

番外 建設課長 笠中君

○番 外（建設課長）

丸本議員の質問にお答えします。

平成23年9月2日から3日の台風12号では、白浜町全体が大きな被災を受けたところでもあります。議員ご質問の箇所につきましても浸水被害があり、現地を調査したところ、集中豪雨により既存の側溝が満水以上となり、そのオーバー水により生じた災害であると思われるので、再度詳細な現地調査を行い、その結果により工法検討をし、排水整備に向けて取り組んでいきたいと考えておりますので、地域の調整等のご協力をよろしくお願いいたします。

○議 長

11番 丸本君（登壇）

○11 番

この排水路については以前から、狭いから大雨の降った場合処理できんと、こういう話があったんですけども、ことしの2回の台風で床上、床下浸水が何件も発生しました。消防も排水の消防ポンプを使って排水をしていただいたんですけども、対応し切れなかったということもありますので、今後ともひとつこの点について、よろしく願いしときます。

質問の最後に、この保育園への通園についてお伺いさせていただきます。

白浜町と日置川町が合併して6年が経過しようとしております。日置川流域は少子高齢化の進行が著しく、この間、安宅保育園、田野井小学校、また玉伝小学校、そして川添中学校が廃園、廃校になり、ご存じのように、市鹿野保育園についてもことしの3月で休園になりました。ただ、園児は今1人おりますので、来年の3月までの間は町が責任を持って日置保育園まで送迎をしてくれております。しかし、来年4月から入園を希望する市鹿野の住民が役場に申し込みをしたが、送迎車は来年3月までだと職員に言われたとのことでございます。私は当然、市鹿野区からでも園児がいる場合は、町が責任を持って園児の送迎をすべきではないかと思いますが、担当課長、町長のご答弁よろしく願いいたします。

○議 長

番外 民生課長 鈴木君

○番 外（民生課長）

ただいま、川添地域の園児の送迎についてのご質問をいただきました。基本的には園児の送迎につきましては、保護者の方がしていただくというのが前提でございます。平成24年度、来年度も川添地域から保育園へ入園を希望されている方はございます。市鹿野保育園を休園した経過を踏まえまして、子育て支援の観点から現在、検討をしているところでございます。

以上です。

○議 長

11番 丸本君（登壇）

○11 番

ことしの3月に閉園というんですか、実際は休園というらしいですけども、そのときに1名の園児を町が責任を持って送迎するというのであったんですけども、その子だけが卒園したら、あとは町は責任持ってせんということでは、市鹿野から日置保育園まで25キロあると思うんですよ。保育というのは、保育に欠ける子が行くところなんじゃないんですか。お母さん、お父さんが働いて、子どもの面倒を見られんと、そういう方が行くところやと思うんですよ、保育園というのは。25キロを送って、保育園児を送って、こんな田辺のこんなん行けるんですか、これ。保育園というのは8時半か何かからやととるんでしょう。基本的には、基本的か知りませんが、安宅保育園、園児、日置の保育園へ送ってるんじゃないですか。あそこ何キロあるんですか。ちょっと、ご答弁ください。

○議 長

番外 民生課長 鈴木君

○番 外（民生課長）

安宅保育園から、合併前に休園をさせていただいておりますけれども、距離については詳しくはわかりませんが、日置保育園のほうへ統合させていただきまして、スクールバスで大体10分ぐらいかかるかなと思っているところです。ただ、来年度川添地域から入園の申し込みをされている方が1名おられます。小学生の子どもさんは全体で川添地域で11名あるいは12名、いわゆるゼロ歳児から5歳児までの方を含めてでございますけれども、12名ぐらいおられます。ただ、地域が大きく散らばっておりますので、ただ、来年保育園へ希望されている方は1名おられますので、それについて今現在、検討をしているところでございます。

○議 長

11番 丸本君（登壇）

○11 番

もう時間も来ましたので、これで終らせていただきますけども。過疎化、少子化が進む中で、やっぱり廃園にしたからもう後、基本的には自分で行けというような、そういうことの検討してくれとるという話ですけど、前向きな検討をお願いいたします。民生課長、前向きな検討をお願いいたします。

はい、以上で終わります。

○議 長

以上をもちまして丸本君の一般質問を終わります。

引き続きまして、6番 廣畑君の一般質問を許可いたします。

廣畑君の一般質問は一問一答形式であります。原子力発電所立地について、第5期介護保険事業計画の策定について、台風12号の被災者支援について、千畳茶屋の問題について、中間処理施設についてということでございます。

それではまず、1番目の原子力発電所立地についての質問を許可いたします。

6番 廣畑君（登壇）

○6 番

議長のお許しを得ましたので、発言をさせていただきます。

この原子力発電所の立地につきましては、6月議会、それから9月議会でも取り上げさせていただきました。あの3.11大震災から9カ月が過ぎました。被災地の復旧は、復興ではなしに復旧ははまだ先が見えず、この議会でも意見書を出しましたがけれども、TPP参加の問題では復旧、復興も危うい、このように言われております。また、原発災害も原因究明に至っていませんけれども、その上に海外への原子力発電所の建設を進める、輸出をしていく、このような民主党政府の傲慢な態度はおよそ真摯な対応とは言えない、そのように思うところであります。さらに腹立たしいのは、乳児が飲用する粉ミルクからセシウムが検出された、そういうことでもあります。これはボランティア市民グループが数百万の放射能測定器、この機器を購入しまして、検査をして民間の検査施設に持って行って、確かめてメーカーに連絡をする、そしてそのメーカーは直ちにこの粉ミルク缶を回収した、このようなことあります。こうした原子力災害についてのこのさまざまな復旧、原因究明、まだまだこれからというときであります。いろんなことが次から次へと去来するわけであります。

6月議会のときに、あるいは9月議会、この原発立地につきまして町長の姿勢、このことにつきまして質問をいたしましたけれども、町長の答弁は過去の経緯、経過を尊重して慎重に対応する、2回ともこういった答弁でございましたし、まだ関西電力からそうした、頼むよと、そういう知らせがない。だから、この程度やというふうなことであります。あの和歌山県知事、仁坂知事ですが、この方は元通産官僚であります。原発推進をしてきた立場の方であります。この方でさえ今はそういう時期ではない、そのようにおっしゃいました。過日、和歌山県の労働組合とか各団体が組織する県民運動大実行委員会、この団体との交渉の中で、町長はこのことについても聞かれましたけれども、この経緯、経過を尊重して慎重に対応する、ここから一体原発を誘致する立場なのか、いや、そうと違うよという立場なのか、その辺を何とか言うてくれと、そういう話もあったように、私は同席してましたので、あったというふうに思います。ぜひ、ここで何度も同じことばかり言うなよということかもわかりませんが、やはりこの地図で見たら紀伊半島、原子力発電所ないんです。日高町にもない、古座にもない、日置にもない。福井県から150キロ、60キロですか、離れてます。福井県、銀座です、原発銀座です。ここでこの美しいこの白浜、紀伊半島、やはりこうした自然を大切にしていって、ここで私たち観光産業、農業、みんなここで暮らしていける。ここは原発は来ていらんでということをはっきりと表明してほしい、このように思います。いかがでしょうか。

○議長

番外 町長 水本君

○番外（町長）

先般の議会でもご答弁させていただきましたが、原子力発電所につきましては過去の経緯、経過、歴史を尊重し、慎重に取り組んでまいりたいというふうに答弁させていただきました。その過去の経緯、経過、歴史を尊重するというところでございますけれども、ここに日置川原子力発電所の立地計画概要というのが手元にあるんですけれども、昭和51年2月10日に関西電力に町有地6万8,000平米ですか、の土地の売却売買契約が締結された。ここからその後2月20日には地元日置漁業総会で反対が決議され、そして3月1日には地元の市江地区では反対が決議され、4月3日には関西電力は町に対して環境調査を申し入れまして、7月4日の町長選挙で原発反対を公約した方が初当選され、そしてそのときの8月13日、町長は関西電力の環境整備申入書を返却され、昭和54年12月18日には町長は12月の定例議会で安全性の確認、地元住民の合意がなければ原発反対に固執しない旨を表明されまして、翌々年の昭和57年3月には3月の定例議会で原発問題調査研究費を57年度当初予算に計上されて可決されております。そういう中にありまして、翌年の58年3月2日には日置漁業の通常総会で反対決議の白紙撤回を時期尚早として否決されておまして、昭和59年7月1日には今度は現職の方を破られまして、前の助役の方が破って初当選され、昭和60年3月28日にはそのときの町長は3月定例議会の予算概要説明で原子力発電所及び南紀用水問題等を主要な柱として位置づけた長期総合計画の策定と、その実現を緊急の課題として進めていきたい旨の推進意向を表明された経過の中で、昭和60年ですか、12月17日に長期総合計画を議会に提案されまして、昭和61年2月に臨時議会で長期総合計画を可決され、同61年4月5日には町内の川添地区では推進協議会の発足、4月21日には町内の三舞地区では推進協議会が発足され、ちょうど4月26日にチェルノブイリ原子力発電所の事故がございまして、そういうふうな経過をたどっていく中にありまして、9月12日には日置地区で推進協議会が発足され、11月1日には30キロ圏内反対集会在催され、11月16日反対協議会が、集会在大古の河川敷でも行われまして、そういう中にありまして、一方、11月28日は推進協議会3地区が1本化されていきますが、12月24日に議会で原子力発電所立地推進についての決議がなされ、25日には日置川漁業協同組合の臨時総会では逆にそれを受けまして、反対決議撤回が可決されていく等々の経過を経る中でありましたけれども、63年1月4日に市江区民総会で反対決議が継続されまして、63年の7月3日には反原発を選挙公約として掲げました町長が当選され、反原発推進で現在に至るといふ、そういうふうな経過概要だと思ふんですけれども、その経過を踏まえまして、私は慎重に対応していきたいと思うところでございます。

○議長

6番 廣畑君（登壇）

○6番

今、町長からのご説明がありましたけれども、経緯、経過を説明いただきました。そして、原発反対の町長が63年4月ですか、誕生したということでもあります。経過、経過の中で、やはり原発反対の町長が誕生してずっと今まできておるといふ、そういう原発反対の町だったと。そして、平成18年に合併をして新白浜町になったと。やはり、ここでこの事故の後、ご存じのように関電の社長が日高町、白浜町に設置の含みを残しておるんです。原発の用地を持っておるんですよ。核兵器廃絶の宣言の、非核宣言の町の看板が立ってますけれども、新町長、前の町長はそうした議会ですか、核兵器廃絶の町の宣言をしておる。再び宣

言をしておる新しい町になって、そうしたことがやはり必要なんですよ。町民に、あなたの白浜町の首長は、原発は要りませんよ、この自然の環境の中でやっていきます、こういう主張がぐっと欲しいわけです。その辺どうですか。

○議 長

番外 町長 水本君

○番 外(町 長)

私も核廃絶のテーマには賛成でございます。当然、白浜町としましても掲げているところでございまして、その平成18年の日高川と白浜町にあるという話は、そこは調べたんですけども、ちょっとわからなかったところございまして、それはともあれとしましても、先ほど経過いたしましたように、そういうふうな過去の原発に対する取り組みの経過を尊重して、慎重に対応してまいりたいと思うところです。

○議 長

6番 廣畑君(登壇)

○6 番

平成18年にそういうふうなことを言うたんと違います。それは取り間違いです。僕が言うたのは、平成18年に合併になったと。合併したときに、首長はやはり核兵器の宣言についても前の首長は賛成やというふうなことでしたし、議会もそうでしたし、そういうふうなことです、平成18年はね。だから、その後、3.11の原発の事故があってから関西電力の社長さんが記者会見で3月15日に、まだ日高町あるいはこの白浜町に含みを、向こうではあかんからね、福井ばかりやからあかんさかいに、それでここもまだ残したんねよという記者会見をしたんです。これはこの辺の読売は載ってないですけども、大阪の版の読売にありました。このことについて新しい事実ですから、このことについて合併前は反対であったけれども、こうした新しい事実が出てきたときに首長はやっぱりきちんと立場を鮮明にしてほしい、そのことを僕は言うたんであります。そのことについてどうですか。

○議 長

番外 町長 水本君

○番 外(町 長)

当然、その3月15日はもう一度確認させていただきたいところですけども、新町になりましても従前の経緯、経過の、先ほど申し上げさせていただきました経緯、経過を尊重した上で慎重に取り組んでまいりたいと思います。

○議 長

6番 廣畑君(登壇)

○6 番

いや、だから、平成18年に合併をして、前の町長はこの核兵器廃絶のことについてはそういう宣言あるいは議会が引き継いでいくんやということを宣言したわけです。町民に対して明らかにしたわけです。だから、そのことを今の水本町長は町民にも引き継いでいくのであれば、日置川町のそうした立場を、原発反対の立場を引き継いでいくのであれば、ここで表明すべき違いますかと、このことを言うておるので、ここで表明すべきであるのではないかと聞いておるわけでありまして。

○議 長

番外 町長 水本君

○番外(町長)

3月15日のその件をもう1回確認してみたいところでございますし、今この場での表明とおっしゃられましたが、私としましたら、本当に今までの、先ほども申し上げました経過を尊重した取り組みを慎重に行ってまいりたい、かように思います。

○議長

6番 廣畑君(登壇)

○6番

時間もですけれども、前に6月議会のときに僕、渡しましたよ。関西電力の八木社長のこの記者会見の報道。きちんと確認して表明、渡してますよ。和歌山県日置川、白浜町立地候補地と位置づけている、このように書いてますわ、新聞は報道してます。どうですか。

○議長

番外 町長 水本君

○番外(町長)

それが確認したとしましても、今現在、私としましたら、何度も申し上げますけれども、本当に日置川での取り組みのその経緯、経過を尊重して慎重に対応してまいりたいというふうに思います。

○議長

6番 廣畑君(登壇)

○6番

時間も大分経過しましたので、この問題はまた。そういう答弁しか得られませんでしたけれども、引き続いて。大事な問題ですのでね、やはり背筋の問題として私はとらえてあるわけですけれども、その辺またしたいと思います。この問題はこれで終わります。

○議長

続いて、第5期介護保険事業計画の策定についてを質問を許可いたします。

6番 廣畑君(登壇)

○6番

それでは、介護保険事業計画の策定について、今回、第5期の策定計画が来年4月から3年間の計画でありますけれども、策定委員会で論議がされております。介護保険が2000年に始まりまして12年、来年の3月で12年経過するわけなんですけれども、やはりいろんなことが起こって、介護保険は後から追わえていくよと、いろんなことがあって、それに間に合わせていく。いつも走りながら施策を追わえていくと、そういうふうなことを言うておったわけなんですけど、それが今度、この来年4月へ向けて今、中間のどういったことを、介護保険の改定でどういったことがあるのかというふうなこと、この12月の町の広報にも2面にわたって掲載をされております。高齢者の人口と高齢化率、それから要介護、要支援の認定者の数ですね、状況、それから介護サービス利用者数の状況など、12月から12、1、2、3月までいくんですか、こうしたことを踏まえながら広報していくというふうなことであります。今回の改正の点につきましてお尋ねをいたします。どのような点が変わってきたのか、そのことについてお聞きします。

○議長

○番外（民生課長）

ただいま介護保険事業計画についてのご質問をいただきました。

介護保険事業計画は介護保険法が施行されたのが平成12年からです。3年に1回、事業計画が円滑に実施されるよう策定するものでございまして、現在、白浜町介護保険事業計画策定委員会において、平成24年度から平成26年度までの第5期事業計画を策定していただいているところでございます。計画の策定に当たりまして、厚生労働省から高齢者が地域で自立した生活が営めるよう、医療、介護、予防、住まい、住宅支援サービスが切れ目なく提供される地域包括ケアシステムの実現に向けた取り組みを進めるとというのが、国のほうから考え方が示されております。主な制度改正につきましては、1点目は24時間対応の定期巡回、随時対応型訪問介護・看護、複合型サービスの創設が言われております。2点目は介護予防日常生活支援総合事業の創設が言われております。3点目は介護療養型医療施設の廃止期限の猶予でございます。いわゆる、はまゆう病院のことでございます。4点目は認知症対策の推進でございます。白浜町におきましても認知の病にかかられている方がふえてきているのが実情でございます。5点目はサービスつきの高齢者向け住宅の整備が挙げられております。その上に立ちまして、白浜町におきましてもこういった視点に立って、1点目は高齢者が自宅で暮らし続けるための支援、2点目は高齢者の暮らしの場の確保、支援でございます。3点目は高齢者の生きがいつくり、介護予防の推進の3つの大きな施策に立って、現在、計画を策定を進めているところでございます。

以上です。

○議長

6番 廣畑君（登壇）

○6番

今、課長から5点について主な改正点についてお話がありました。

その中で2つ目の介護予防日常生活支援総合事業の創設、このことについてお尋ねをしたいというふうに思います。この事業は自治体の判断で決められるというふうなことでございますが、サービスがほんまに保たれるのか。介護保険で実施される訪問介護やデイサービスなどはその質を担保するために、その人員や施設、運営等の全国一律の基準がありますけれども、地域支援事業である介護予防日常生活支援総合事業には、この介護保険、この一律のサービスというのは適用はされない、そのように聞いております。

また、サービスの担い手はボランティアなど多様なマンパワーを活用するとされております。専門職以外に任せて費用も抑えることも可能になる。これまで予防給付で訪問介護を受けてヘルパーの支援で食事づくりをしていた、これは要支援1、2の方々でありますけれども、そうした方々が総合事業で有料の配食サービスに変更されることもあり得る。利用料についても町で決めることとなります。介護保険は利用者負担は1割ですけれども、町の判断でそれ以上の負担を課すことも可能になる、そのようなこの総合事業であります。こうした総合事業では市町村の格差が拡大して、住んでいる地域によって必要なサービスが受けられない、そうしたことになりかねません。平成22年度のこの決算によりますと、保険の給付費、これは22億5,730万3,711円、保険給付費が以上であります。このうちに要支援1、2の方へのサービス、介護予防サービス等諸費、これが1億3,441万2,969円、

このように決算書ではなっています。この割合、保険の給付費の中でこの介護予防サービス等諸費の占める割合ですけれども、5.95%になるわけであります。

もし、この地域支援事業というものになると、この地域支援事業でこれが賄えるようになると、地域支援事業は3%保険給付費の3%以内でしなさいよという決まりがあるんですけども、このことを大幅に、この介護予防サービス要支援1、2の今現在要支援1、2の方に対するサービスは5.95%、もう大方6%の事業になります。そしたら、今まで地域支援事業いわゆる一般高齢者、あるいはちょっと危ないなど、要支援1、2にちょっとなりかけかなというふうな人、このサービスが、この方々のサービスというのは白浜町の場合、4,000万、5,000万ぐらいだったと記憶しておるんですけども、こうした方々のサービスも削られていく。全体のこの3%の中へこの4,000万の部分と、それから介護予防サービスの1億3,441万余りのこのサービス、これをこの3%に凝縮してせんなんと。このような改正ではなしに、ほんまにお年寄りじめ、こうした事業になっていく、このように思うわけあります。

現在実施されている地域支援事業は5,353万8,499円であります。2.37%ですね、保険給付費の。これは今も言いましたけれども、3%以内であります結果、介護予防サービス等諸費の1億3,441万2,969円と地域支援事業の5,353万8,499円、この合計額が1億8,795万1,468円になって、保険給付費との割合が8.32%になって、地域支援事業の3%枠、これを大幅に超えていく。こういう事業をこの来年の4月からせえよというふうなことで言うてあるわけです。何よりもこの今介護予防サービスを受けている要支援1、2のサービス、要支援1の方でデイが週1回、ヘルパーが週2回、それから要支援2の方でデイが週2回、それからヘルパーが週3回、大体こういうところでありますけれども、こうしたサービスが非該当の方が受けている地域支援事業に包含されて、介護保険サービスが受けられなくなる可能性があります。

この白浜町高齢者日常生活調査結果、これは保険料の策定委員会に提出されたものでありますけれども、この結果によりますと、日中の状況、あなたは日々昼間1人ですか、だれかと一緒にいますか、そういう質問をアンケートをとってあるわけです。それはその中で1人になることがよくあるという方と、たまに1人になるという方を合わせると69.7%になるわけです。85歳以上の方につきましては何と86.2%。日中1人、大体1人、いつも1人、あるいは大体あるかなという、そういうふうな現状であります。それから、運動機能の維持に関する状況、これも運動機能どうですかというふうなこの設問があるわけですけども、例えば階段を手すりや壁を伝わらずにのぼっていますか、いすに座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますかとか、15分ぐらい続けて歩いていますかとか、5項目ありますんですけども、そうしたことでリスクがあるよというふうなことが大体22.5%の方がそういう何らかのリスクを抱えておる、そういうことであります。

このような中で手だてが必要であるのに、介護予防日常生活支援総合事業、この実施が要支援あるいは非該当の人たちに対するサービスがふるいにかけて、薄められて必要なサービスが受給できなくなる。まさに保険あって介護なしと言わざるを得ません。一般高齢者のサービスを減らして要支援者へのこのサービスを進めるのか、あるいはこうしたことを受けて町として4月以降どのように取り組んでいくんですか。そのことにつきましてお尋ねをしたいと思います。

○議 長

番外 民生課長 鈴木君

○番 外（民生課長）

介護予防日常生活支援総合事業につきましては、ことしの6月22日に交付されました介護サービス基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律に基づき、創設されたものでございます。この総合事業につきましては、全員ではなくて、個々のケースに応じて介護認定の要支援1あるいは2の方を対象にしております。また2次予防事業対象者を対しまして介護予防や配食、見守り等の生活支援サービス等を総合的に提供する事業であり、事業の実施につきましては町が、市町村が判断することとなっております。具体的には要支援者に対する介護予防サービス、例えば訪問介護や通所介護等。また、要支援者あるいは2次予防対象者に対する自立した日常生活支援のための事業、例えば栄養改善を目的とした配食や自立支援を目的とした定期的な安否確認や緊急時対応を、単独でなくてあわせて実施することとされております。

今、議員のほうからもおっしゃられましたように、市町村は給付費の3%、介護予防日常生活総合事業と包括的支援事業、任意事業それぞれ上限が決められておまして、2%、全体で3%を限度として事業をすることとなっております。ご質問いただきました一般高齢者のサービスを減らして要支援者へのサービスを進めるのかというお話でございますけれども、数字的には平成22年度決算と比較しますと、給付費に対する割合が3%を大きく超えまして8.32%となっておりますけれども、全ての要支援者の方、現在白浜町に要支援1、2の方が385人おられます。この方たちが直ちに移行するということではありませんので、一般高齢者の方の分のサービスが低下するということにはつながらないと考えております。

また、本事業につきましては基本的事項がことしの9月30日付で厚生労働省より示されたところでありまして、実施をする場合、開始年度は第5期計画期間中の途中の年度とすることも可能とされておりますので、白浜町における実施の可否につきましては、事業の実施の方法や町の判断により、実施する事業の具体的内容、利用料などについて十分検討した上で、第5期期間中に白浜町介護保険事業計画策定委員会の意見も聞きながら、検討をしていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議 長

6番 廣畑君（登壇）

○6 番

課長からご答弁ありましたけれども、直ちに強行するものではないというふうなことでありますけれども、要支援者の要支援の方が385名、認定受けられている方がおられるというふうなことでありますけれども、来年度できなくても、3カ年の中のいつからやる、2年目からやるのか、3年目でやるのか、策定委員会で相談をするということでもありますけれども、そうした今までこの4期の中で介護保険の受給できる事業を共有できる、1割を払っていろんなサービスが受けられるということが一人一人のことが減らされてきやるとというのが現状だと思うんです。そうしたお年寄はふえていくし、保険料も後で言いますけれども、高くなってくる、そういう中でほんまになかなかサービスを使いたくても使えない、そうした方々が大勢いらっしゃる、そのことを認識しまして取り組んでいただきたいなど。あるいは

もっと、何と言いますか、補助を出してそうしたサービスを提供できる、そういう体制にお願いしたいなと思うんでありますけれども、町長、どうですか。その介護保険のことにつきまして、こうしたことにつきまして、町長の見解をお伺いしたいなというふうに思います。

○議 長

番外 町長 水本君

○番 外（町 長）

先ほど課長からも答弁させていただきましたが、第5期の計画期間中に検証及び検討することとしておりまして、その委員会のほうからも報告をいただくことになっておりまして、その報告を受けまして、その後の介護保険のあり方につきましては判断していきたいと、そのように思っております。

○議 長

6番 廣畑君（登壇）

○6 番

ぜひ、こうしたことも町へ出てお年寄、高齢者の方の実態にぜひ触れていただきたいなというふうに思います。

それから次に、保険料についてお尋ねをいたします。

保険料はこの策定委員会の資料によりますと、基準額、現行の4,775円を5,480円、705円の引き上げと、このようになってございます。低所得者層で349円から582円、この値上がりになるわけでありまして。割合にして14.6%から14.7%の今毎月払うお金が4月からふえていくというふうなことなんです。私は何人かの方々からもお話を聞くわけですが、皆さんもご存じやと思いますが、国民年金の方が大体6万6,000円ですか、毎月、介護保険料それから後期高齢者あるいは国保、そうしたことで支払わんなん、あるいはほかの固定資産税であるとか、そうしたことも支払うていかんなん、生活もせんなん、ほんまに今大変な状況です。これはもちろんお年寄だけに限りません。若い人、それから第2号保険者である40歳以上の人、収入がない。格差が拡大しておる、持つておる人と持つてない人のこの格差が拡大しておる。最近の新聞でも言われていましたけれども、もうけるとこはもうけて、あるいは国の補助で、例えば車がようけ売れる、そういったことがあります。この格差が広がっていく、収入がない、若い人もない、お年寄ももちろん年金も減らされていく、こういう中でやはり毎月ほんまに300円から500円、この介護保険料は上がっていくわけなんです、4月からね。何とかならんかというふうに思うわけです。厚生労働省のこの試算では財政安定化基金のこの取り崩し、これと介護給付費準備基金、これの取り崩しと合わせて保険料の上昇を平均月額5,000円程度、5,000円前後に抑えると、このように国は言うてます。白浜町は5,480円です、平均。町民税課税の世帯。この5,000円前後に抑える、大きく逸脱してるように思うんですが、どうでしょうか。このことについてお聞きします。

○議 長

番外 民生課長 鈴木君

○番 外（民生課長）

ただいま介護保険料についてのご質問をいただきました。

第5期の介護保険料につきましては高齢化の進展といたしますか、介護認定をされる方がふ

えてきております。また、それに伴いまして、サービス利用者の増加によりまして、介護給付費の増加が目立ってきております。また、第5期からは第1号被保険者の負担率も変更があります。現在、20%ですけれども、これが21%になります。そういった変更などによりまして、現時点での試算では保険料の基準額は月額5,480円という私どもの推計をしているところでございます。今後、被保険者の方々の負担を最小限にするため、保険料の上昇抑制を検討していく考えでありますけれども、最終的にはまだ決まっておりません。介護報酬、国が決めてきますけれども、介護報酬がまだ決まっておりませんので、それに対する影響あるいは介護給付費の準備基金の取り崩し等、今後考えて判断をしていくというところでございます。

また、議員さんのほうから、県が設置をしております財政安定化基金の取り崩しというお話もいただいたところですが、この基金につきましてもは歳入が歳出よりも少なくなった場合ですね、財源不足を生じた場合に対応するために県が基金を設置しております。その基金の中には国が3分の1、県が3分の1、町が3分の1を負担して運用をしているところでございます。ただ、県の持ち分であります3分の1、そういったものを取り崩すといいますか、今、町がどうこうという判断はできません。ただ、町が負担をして拠出してあります3分の1、1,600万を取り崩しても、今現在、先ほど説明をさせていただきました月額5,480円という数字が出ているのが現状でございます。

以上です。

○議 長

6番 廣畑君（登壇）

○6 番

課長、県の話も今から言おうかなと思ってたんですけど、県と国と町でそれぞれ介護給付費準備基金、これを積み立てておると。町は取り崩し、町の方だけ返しますよというふうなことで、和歌山県もそういったその国も指導あると思いますけれども、やはり町だけではなしに、県や国の分もそれぞれの自治体に、この際返していく、取り崩していく、給付をしていく、交付をしていくというふうなことで何とか要望をして、この保険料の値上げを何とか抑えていく、そのことがやはり、お金持っておる高所得の方は構わんですよ、そやけども低所得で、また消費税云々の話もありますしね、低所得であえいでおる、ほんまに現場へ行ったら大変です。サービス受たいけど受けられない、保険料も払わんなん、もう1つ、このヘルパーさん1日来てほしい、そうしたことが自分のこの財布から1割出さんなん。できない。1割出したら食べるもんも食べられない、そうした生活をみんなしておるわけですね。このところを十分調査して聞いて、町長、先ほどの質問の中でも、出かけて行きよしよ、いろんな人の話を聞いてくださいということが先輩議員の中から言われてましたけれども、こうした町のことだけではない、今ごみ問題だけではない、そうした一人一人が生きていく、生活していく、こうしたことも現場へ行っているんな話を聞くというのはほんまに大事なように思います。そうしたことを含めて、この介護保険料、皆関心高いです。まだ策定委員会ではかまだ話ができてません。広報で1月、2月、3月とされるように書いてますけれども、ぜひなるべく上げない、そうしたことも県や国に要望していく、そうした立場で取り組んでいただきたいと思いますが、どうですか。

○議 長

番外 町長 水本君

○番外(町長)

議員ご指摘いただきましたように、介護保険料、取り崩しも含めまして検討していかなきゃならないような状況でございますが、できるだけ町民の皆さんに負担のかからないところを考えているところでございますけれども、非常に財政状況も厳しいところですので、そこは一応検討いたしまして、判断させていただきたいとこです。

○議長

6番 廣畑君(登壇)

○6番

ぜひ、そういうふうなことで取り組んでいていただきたいなというふうに思います。これでこの介護保険のほうを終わります。

○議長

続いて台風12号の被災者支援についての質問を許可いたします。

6番 廣畑君(登壇)

○6番

3つ目です。台風12号の被災者の支援についてであります。

台風12号は9月2日からの大雨によりまして、堤防がえぐられ、道路は寸断されて、河川の氾濫で家屋に被害がもたらされました。人的な被害は幸いありませんでしたけれども、不幸中の幸いというふうなことが言えると思います。さて、10月21日に防災対策室のこの報告によりますと、各地域の避難所や集会所に避難した人は954人、ライフラインの様子は幹線道路が超波や冠水、大雨のために通行どめになり、上水道配水管あるいは給水管の破損、簡易水道の施設の断水、破損、配水池の水位低下などで553戸が影響を受けたということであります。また、停電は日置川地域の17地域で起こりました。家屋の被害は半壊が2戸、一部破損が23戸、床上浸水は154戸、床下浸水は111戸と、このようになっています。さて、こうした被災された皆さんに対して、支援については直後の家屋の泥の除去や瓦れきの撤去につきまして、また、河川内の倒木、流木など堤防の復旧等徐々にはありますが、目に見えてきているところであります。しかし、まだ高瀬川、瀬田川、庄川、それから平の排水路などからの富田川への流入付近、あるいはそれぞれの河川、富田川の中州の浚渫、さきの先輩議員の質問にもありましたけれども、そうしたことにつきましては早急な浚渫ができない、このことについてお尋ねをいたします。

○議長

番外 建設課長 笠中君

○番外(建設課長)

廣畑議員より高瀬川、瀬田川、庄川、平川の富田川への流入付近の浚渫、また富田川中州の浚渫についてのご質問をいただきました。先ほどの岡谷議員と答弁が重複するところがあるかと思いますが、答弁させていただきます。

先般、県知事に対しまして白浜町長、田辺市長、上富田町長が堆積土砂の除去及び流木の除去を早急に対応していただきたいと要望しております。その後、11月末から12月初旬にかけて、富田川の流木除去と日置海岸の流木除去も県で実施していただいたところであります。堆積土砂につきましては平成23年11月11日付で砂利採取事業に向けての取

り組みということで意向調査が県から来ております。富田川、日置川の堆積土砂を砂利採取事業として県に取り組んでいただきたいと、白浜町、上富田町、田辺市とも統一の回答をしておりますが、町も県の管理河川だから県でということではなく、協議の中で決めていくものであると考えておりますので、こういう回答となっております。議員も述べられたように、早急な対策が必要と認識しております。また、支流の県管理河川につきましても、早急な堆積土砂、葦の除去も要望しているところであり、富田区長会も地域住民の皆様の署名を集め県に要望していくと聞いておりますので、そのときには町長及び担当課長も一緒にまいりまして、再度要望していきたいと考えております。今後、議員の皆さんのお力もお借りして、区、議会、町が連携をとりながら、早期浚渫ができるよう取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解よろしくお願いいたします。

○議 長

6番 廣畑君（登壇）

○6 番

建設課長からの答弁でありました。どうぞ、できるだけ早く協議をしながら進めていっていただきたい、そのように思います。

さて、被災者に対してのこの税や使用料の減免につきまして、10月20日ごろ、それぞれ被災された皆さん方に通知が届いたと聞きました。10月2日付の地方紙によりますと、田辺市ではもう既に税や使用料の減免措置が知らされていまして、この落差の違い、これには驚きました。被災をして一生懸命片づけをしてもなかなか具体的な動きが見えない。我が町はと思いながら新聞を見ていたよというふうなことでありました。また、僕らも現場へ行きますと、町長は来んねけど、町長何しやんなよということも聞きました。やはり、お見舞いといいますか、町長、顔見せていく、全然行かれてないということはないと思うんですけども、各地域をこの床上浸水しておる、そうした地域を回っていく、それで顔見せて、どうなということ、頑張つてよ、一緒に頑張ろうよというふうなことで声かけをしていく、あいさつをしていくというのも大事ではないかなというふうに思います。さて、こうした隣の自治体とのこの違い、これなぜなんだろうなというふうなことを思うんですけども、水道料や軽自動車税の減免、あるいはそうした20日余りほど遅れている、あるいは30日ほど遅れてきたというそうした点について、どうでしょうか。

○議 長

番外 税務課副課長 岩城君

○番 外（税務課副課長）

町税の減免について、もっと早く打ち出すべきではないかという質問をいただきました。

災害時における町税等の減免基準は条例で定められておりますが、被害家屋の損壊程度や財産の損失割合を判定することは非常に困難であります。周辺市町では台風12号の被害を受けて新規に基準を設けたところもありますし、その都度、条例で定めるところでもあります。当町は周辺市町の減免基準をかんがみて、条例に外れることなく申請が簡素で判定が明瞭な取り扱いといたしました。減免措置の広報について田辺市がいち早く周知を行いました。議員ご指摘のとおり、当町も早急な周知に努めていかなければならないと存じておりますので、よろしくお願いいたします。

引き続きまして、軽自動車税の減免についてお答えいたします。

軽自動車税は4月1日現在、軽自動車を所有されている方に5月31日を納期限として課税されるものでございます。減免対象となる町県民税、固定資産税、並びに国民健康保険税の災害時における納期未到来分について減免されるものでありまして、既に納期が到来したものについては減免の対象となっておりません。軽自動車税の減免はございませんので、ご理解をよろしくお願いいたします。

○議 長

番外 上下水道課長 山本君

○番 外（上下水道課長）

水道料金の減免についてのご質問をいただきました。

台風等の被害状況によつての水道料金の減免措置は過去に行った経緯はありませんが、被災者支援という観点から、減免制度についての基準を定めるなどの検討を今後してまいりたいと思いますので、よろしく申し上げます。

○議 長

6番 廣畑君（登壇）

○6 番

軽自動車税については、確かにもう納期が過ぎておるということでありましてけれども、例えば修理をしたり、それから新車に変えたりというふうなことが必要になってくるわけでありまして。だから、その辺、県はなかなかそういうふうにはいってないわけなんですけれども、やはりそうしたことにつきましても次の年度で何とかこう減免をしていくとか、そうしたこともぜひ検討していただきたいというふうに思います。そのことについてどうですか、税務課のほうで。

○議 長

番外 税務課副課長 岩城君

○番 外（税務課副課長）

ただいま貴重なご意見をいただきました。参考にさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議 長

6番 廣畑君（登壇）

○6 番

前向きなご答弁、ありがとうございます。

それから最後に、町のこの災害見舞金やるとか、県の義援金の配分につきましては、県は10月の初旬に町に届いたというふうなことでありますけれども、いつごろ支払ったのか、あるいはこれももう少し早く。やはり災害被災をされた方というのはいろんなことで精神的にもまいっています。そこへ向いてお見舞金ですよというふうなことで持っていかれると、あ、そうか、町もやってくれてんねな、あるいは先ほどの水道の料金にしましても、例え少ないです、数百円になるん違うんかなというふうなことに言うてましたけれども、気持ち的に町がこういう災害が起きたときに、セットでそういう支援をしていく、微々たることかもわかりませんが、受けた方の気持ちというのは、よかったな、町もしてくれてるなというふうに思うわけですね。そういう点につきましても、ぜひ総合的に考えていただいて、取り組んでいていただきたいなど、そのように思いますが、民生課長、お願いします。

○議 長

番外 民生課長 鈴木君

○番 外（民生課長）

ただいま町の見舞金2万円の支払いが遅いのではないかというお話をいただきました。

町の災害見舞金につきましては、台風が通過いたしました9月4日から随時、本庁と各支所で受け付けを行ってきているところでございます。また、9月12日付で被害調査で判明した被災者の方には、一斉に申請書類を送付させていただいているところです。ただ、第1回目の支払いが10月10日と、一たん集約をして県の災害義援金と合わせまして、実際、口座に振り込ませていただいたのは10月25日というところになっておりまして、今、議員がおっしゃられたように、早く被災者の方の気持ちになって1日も早く届けるべきやということにつきましては、私どももそのように思っておりますので、今後そういうふうにしてまいりたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議 長

6番 廣畑君（登壇）

○6 番

どうぞそういった気持ちでよろしくお願ひしたいなというふうに思います。

それでは、このことについてはこれで終わります。

○議 長

それでは、4項目目の千畳茶屋の問題についての質問を許可いたします。

6番 廣畑君（登壇）

○6 番

千畳茶屋のことにつきましては、先輩議員が6月議会、それから9月には全員協議会で論議がされたわけでありまして、町がこの100%出資の千畳茶屋、会社の経営に絡んで臨時職員の給与を7万円から2万円に減額して職員を自主退職に追いやった。このことは先ほども言いましたけれども、6月、9月議会の中で取り上げられました。また、解雇された3名の方がローカルユニオンに加盟し、会社との3回にわたる団体交渉もされましたけれども、解決することなく和歌山県労働委員会にあっせん申請を行いました。このあっせん申請、この要求につきましては、議長あてにローカルユニオンから要望書が出てます。その要望書の中の要求事項につきましては、まず1つ目に、会社はこの3名の方の退職にかかわる不法行為を謝罪すること。それから2つ目に、上記3名は和解による退職、そのようにして会社は解決金を払うこと。それから3つ目に、雇用保険の離職理由を労働条件にかかる重大な問題、賃金低下であります、があったと労働者が判断したためというふうなことに離職理由について訂正すること。この3つについて、議会も後押ししてよというふうなことで要望書が出されております。この県の労働委員会のあっせんの結果について、報告をいただきたいなというふうに思います。どうでしょうか。

○議 長

番外 副町長 熊崎君

○番 外（副町長）

千畳茶屋の職員の退職についてご質問いただきました。

ただいま議員から解雇したとのご指摘でありましたけれども、会社として解雇したわけで

はございませんので、ご理解をいただきたく思います。本件につきましては、相手方が今おっしゃっていただいたように、和歌山県労働委員会にあっせんの申請をされまして、以後2回のあっせんが行われましたけれども、本年10月28日の第2回目のあっせんにより、双方あっせん案の受諾に至りました。なお、双方とも本件に関する事項については、第三者に対して告知しないことがあっせんの中の遵守事項の1つになってございますので、この場において詳細な説明することはできないことになってございます。何とぞご理解をお願い申し上げます。

○議 長

6番 廣畑君（登壇）

○6 番

このことにつきましては先ほども言いましたけれども、本会議で質問がなされて、あるいは全員協議会の中でもさまざまな角度から議員の皆さんの意見をいただいて、大方の議員さんの発言は町当局の対応に問題があるん違うかと、そのように指摘してきてあるわけです。だから、その労働委員会のあっせんを受け入れたその内容はどういうものであったんかというふうなことについて、議会に報告を求めるということを言いたいわけですが、再度答弁をお伺いいたします。

○議 長

番外 副町長 熊崎君

○番 外（副町長）

今、議員の質問がありましたけれども、前回の定例会でも各議員からも質問をいただきました。あくまでも会社内部の事項でありますし、また、今し方申し上げましたように、互いにあっせん内容を第三者に告知してはならないということになってございますので、全員協議会でも報告することは適切でないと、このように考えます。

○議 長

6番 廣畑君（登壇）

○6 番

その中身につきまして、例えば、わざわざこの弁護士を立てて解決するんであれば、弁護士を立てずに最初の交渉の中で解決できたら早かったし、お金も要らなんだしというふうに思うんですけども、経費の浪費、そうしたことが助かったん違んかなと、そのように思うんです。そういう取り決めをしたというふうなことでありますけれども、報告すべき違んかなというふうに思います。経費の浪費、弁護人の費用はどのぐらいかかったのか、これは中身が違いますから、どうですか、このことは言えるでしょう。それと、どのような内容か言うてくれんからわかりませんが、なぜばたばたと半年ほどごたついたんか、そのことも支配人が7万円ほどの給与を2万円ぐらいに引き下げて、もう会社お金ないんやと、そういう話をしてあるんですよ。だから、そういうふうなことから発生してきておる。それで、町長はそのことはそんなこと知らなんだと前に全協で言ってましたですね。そういうことははっきりしていただいて、幾らかかったんかということと、なぜこういうふうにごたついたんかというようなことについて答弁を願います。

○議 長

番外 副町長 熊崎君

○番 外（副町長）

その6カ月ほどかかったということでございますけれども、やはり議員ご存じのように、45期におきまして不祥事がといたしますか、決算が出まして、1,000万ぐらいの赤字があったということで、経営改善をしなければいけないということでして、それでそのときの浦支配人が個別ヒアリングをしまして、経営改善のためには人員をヒアリングして考えなければいけない、やはり2階を閉鎖するという役員会で決まりました。それはなぜかといいますと、全体100%としましたら、経営収支収入のほうが、85%が1階のほうの収益であるということ。あと残りの15%が2階ということでございましたので、その辺でやはり個別ヒアリングをして、今議員おっしゃいました7万円というのが、金額で言いますれば2万円ということになります。勤務時間の縮小ということをお願いをしたもので、賃金雇用契約にも時間単位での契約になっております。それで、そういう格好の支配人のヒアリングを経まして、ご本人さんからの退職願というものが出ましたので、そのように措置をしてきたわけでございます。

○議 長

6番 廣畑君（登壇）

○6 番

経営については皆さん納得してございますし、しかし、従業員さんをほんまに今、先ほども言いましたけれども、仕事がない中で、2階が15%ですか、というふうなことでありました。でも仕事がない、けども、上手にその回していくというんかね、そういう経営者としての責任といいますか、そういう中でもっと納得を十分していただいて、会社に金ないさかいにやめてもらうんやということではあかんと思いますし、前にも言いましたけれども、パートの従業員のこの従業員さんの予算、これはまだあるわけですね。予算を立ててあるわけですね。46期ですか、この4月以降の予算の中に十分払える能力がある。どういうふうにこの人たちに働いてもらうかというのは経営しておる責任者、役員の頭、腕の見せどころですね。というふうに思うんですけどもね。これで生活の足しにしておった人が、役場の100%の出資の会社からやめてくれと言われた、実質的な解雇、首切りですよ、役場の職員の方については、臨時職員については、絶対にそんなんようしませんわ。同じ臨時職員、パートの従業員でありますけれども、そういう人を、町民を大事に、住民を大事にしていくということに欠けるのではないんかなというふうに思うんですけども、どうでしょうか。

○議 長

番外 副町長 熊崎君

○番 外（副町長）

そういう話でやってきたことは双方の見解が違うということで、先ほど議員申していただきました3回の交渉でまとまらなかったということでありまして、第2回の県の労働委員会のあるせんにより、今回の双方円満解決とのことでありますので、ひとつご容赦願いたい、このように思います。

○議 長

6番 廣畑君（登壇）

○6 番

それでは次、ちょっと時間も余り、5分までですか、ありませんので、次に移らせていた

だきます。

○議 長

それでは、最後の中間処理施設についての質問を許可いたします。

6番 廣畑君（登壇）

○6 番

中間処理施設のことについてお尋ねをいたします。

昨年の方紙でごみ焼却中間処理施設につきまして、最近紹介をされました。この基幹的設備改良事業、CO₂を今よりも3%削減していく、先ほどからの朝からの先輩議員さんの質問にもありましたけれど、このことについて質問します。昨年の12月7日の全員協議会で、中間処理施設の今後の運営についての、3、清掃センターごみ焼却施設の改良についてのこの中で、昨年説明をいただきました。施設を延長使用するに当たって改修を必要とする機器類には、補助対象とならないものもあると。長寿命化対象です。町単独で実施すべき施設改良は、町単独で実施したい補助対象となる機器類については平成23年度事業認可の申請を行い、平成24年度実施となる、そのことが今申請をしていくわけなんでありますけれども、この改良項目につきましては受け入れ供給設備など11の設備と、それから作業環境対策費、このように分かれていまして、各項目も多岐にわたって長寿命化の交付金の対象項目とそうでないもの、5種類に色分けをされております。この国の交付金対象事業、これはやはり申請していくんですか。どうでしょうか。

○議 長

番外 町長 水本君

○番 外（町 長）

けさほどの答弁にも申しあげましたように、申請を予定としているところでございます。

○議 長

6番 廣畑君（登壇）

○6 番

申請をしていくというふうなことであります。この期間、しかしその同意が要ると、けさほども言うてましたけども、この同意はもう去年済んだというふうなことでええんですか。それでもうええんですか。

○議 長

番外 町長 水本君

○番 外（町 長）

その協定書に基づきますところの20条の、甲が施設の変更をするには乙との協議をしなければならないとなっておる項目のことだと思っておりますけども。だから、けさほども申しあげましたように、るる重ねて協議してきたその結果として申請できたというふうに私は承知しているところでございますけども。

○議 長

6番 廣畑君（登壇）

○6 番

はい、わかりました。それはそういうことですね。そしたら、その協定書、今言われた20条がある協定書の中身といいますか、この15年の協定書が去年締結されました。しかし、

この来年の3月いっぱいでもう2年過ぎるんです。それで、8月に先ほどもお2人が質問されていましたが、地域振興についての覚書を交わしました。この地域振興の覚書、これについて実施をしていくと、協定書に基づいて地域振興の8月1日のことについて実施をしていくというふうな、早急に実施をしていくというふうな、もう大分遅れてますから、せんなんと思うんですけど、どうですか。

○議 長

番外 町長 水本君

○番 外(町 長)

協定書に基づきまして、覚書書は8月1日にご調印していただきましたので、それは実施していきたいと、取り組んでいきたいと考えておるところでございます。

○議 長

6番 廣畑君(登壇)

○6 番

その覚書の3つ目の中に、振興事業の計画、実施においては取り組みが困難となる課題等が出てきた場合においては、甲は乙にその旨を伝えて誠意をもって対処するように努めるものとする、このようにあるわけです。誠意をもって対処するように努める、甲は、甲というのは白浜町長水本雄三さん、乙は保呂区長狼谷義和さん。甲は乙に誠意をもって対処するように努める、そのようになってあるんですよ。個人的に訴えて、それで、区長さん、誠意をもって来ました、何とか振興事業やらせてください、やりたいんです。そんなことできるんですか。どうでしょう。

○議 長

番外 町長 水本君

○番 外(町 長)

協定書、覚書書ですね、覚書書でもって各諸事業の乙に誠意をもって取り組んでいく、それはそうだと思う。それはおっしゃるそのところでございますけども、できるんでしょう。私としましましたら、あくまでもその民事の部分は民事として考えておる次第でございますけれども。

○議 長

6番 廣畑君(登壇)

○6 番

やはり町長水本雄三と保呂区長狼谷義和、この2人が、それぞれの長が協定書なり覚書を取り交わしてその中で誠意をもって対処する、違いが出てきた、取り組みが困難となっている問題についてそういうことなんですから、そういう個人と公人と違えるということは、せんなんあるんですかね。町長、職員も訴えてますけれども、やはり職員は30年、40年勤めるんです、ここね。それは公務、仕事として勤めるんです。好き勝手にボランティアで勤めると違うんですよ。それはおわかりやと思うんですけど。その中には、いろんな交渉の中ではネクタイをねじ上げられたり、灰皿が飛んできたり、机がひっくり返ったり、いろんなことがあります。それは職員やから、公務やから、皆辛抱して、それでこの住民のために、町の住民のために皆仕事をしておるんです。そやけども、そういう中には、そういう人の中には、あのときにおまえの言うことを聞いてよかった、こんなにしたけどごめん

やでとか、そんなんがあるんです。そんなとき、ああ、よかったな、仕事にやりがいがあるなというふうに思うんです。やっぱりちょっと間違ってるように思うんですね。町長、去年の3月で当選されて、どういうお気持ちで今の職におつきになったか。想像するんですけども、やはり首長というのはほんまに孤独やと思います。そやけども、自分が選んで立候補して、付託を受けて当選された。どんないばらの道でも突き進んでいく、そういう気概が欲しいん違うかなと、そのように思います。住民はやっぱり安心、安全を求めていく。町長の職というのはどんなんに思いますか。住民の要求を実現していく、そこにあるのではないんですか。職員はそうですよ。どうですか。

○議 長

番外 町長 水本君

○番 外(町 長)

もちろん町長の職というのは、町民の皆さんの要求、付託にこたえていくというのが当然のこととは思いますが。

○議 長

6番 廣畑君(登壇)

○6 番

町政の主人公というのはだれやと思いますか。住民ですよ。個人的なことでするよりも住民のために。困っておる、85歳で介護保険が払えない、子どもが病院へ行けない、保険証を取り上げられるよ、そういう住民が主人公なんですよ。もっと住民を中心に考えていただきたい、そのように思います。どうですか。

○議 長

番外 町長 水本君

○番 外(町 長)

議員のお考えは当然私も賛同できるところでございますけども。

○議 長

6番 廣畑君(登壇)

○6 番

今までのお二人の先輩議員の一般質問を聞かせていただきましたけれども、なぜ僕はそんなことを言うかというたら、そういう姿勢が、もっと立ち戻っていただいて、やっぱり住民こそ主人公やと。この住民のために役場が一丸となってどうするかということをほんまに考えていかなんたら、今直ちにそのことのために、大分このことで町益、白浜町、ええことないですよ。住民のために頑張ってくださいよ。一緒に頑張ってくださいよ。

そのことを訴えて一般質問を終わります。

○議 長

以上をもちまして、廣畑君の一般質問は終わりました。

ここで、暫時休憩いたします。

(休憩 15 時 05 分 再開 15 時 20 分)

○議 長

再開いたします。

事務局長より報告を行います。

番外 事務局長 林君

○番外（事務局長）

休憩中に議会運営委員会を開催しご協議いただきましたことをご報告し、ご了承をお願いいたします。

本日の一般質問は14番 楠本議員まで行い、その後延会したいと思います。

なお、明日以降の一般質問は、明日15日は9番 南議員、15番 辻議員、8番 水上議員、1番 正木秀男議員の4名の一般質問を行います。第4日の16日は13番 正木司良議員、16番 三倉議員、12番 長野議員、7番 溝口議員の一般質問を行い、一般質問を終結したいと思いますので、ご了承をお願いいたします。

なお、16日の開会時間は午前9時30分といたします。

以上でございます。

○議長

それでは、ご了承いただきますようお願い申し上げます。

それでは、引き続きまして一般質問を行います。

14番 楠本君の一般質問を許可いたします。

楠本議員の質問は総括形式であります。

政治（行政）課題についての質問を許可いたします。

14番 楠本君（登壇）

○14番

通告順に従いまして、一般質問を行わせていただきます。

私の質問は総括形式をとります。

事前に質問内容を通告しておりますから、簡潔明瞭なご答弁をお願いしたいと思います。

それでは、今議会は原告と被告がこの議場で同席しての議論は、町民から見たら異様な雰囲気と私は思います。そういうようなことも含めて、私も言葉を選んで質問をいたしますけれども、いずれもやはり町益にならない行政運営はいかがなものかと私は思います。したがって、けさほどから今まで3人の議員が格調の高い質問をされております。しかしながら、町長は係争中ということもありまして、答弁は差し控えたいということでございましたけれども、あえて重複することがあるかもしれません。その点はご了承願いたいと思います。

それでは、中間処理施設の今後の取り組みについてお伺いをいたします。

中間処理施設の延長契約に伴う一連の騒動は、前代見聞の訴訟で法廷闘争に発展いたしました。このことはマスコミも全国版で取り上げられ、泉都白浜が大きな話題となり、私の親戚の東京の姪からも、おっちゃん、一体どうなったんのよと、こういうような電話があったところでもあります。ここで町長にお伺いをいたします。恐らく先ほども述べましたが、訴訟中であるので答弁は差し控えたいとの回答になると思いますが、あえて踏み込んでお伺いしたいと思います。10月31日の課長会の経過及び要点と11月14日の三役の議員懇談会の配付資料にこう食い違いがあるのか、理解に苦しむところでもあります。しかしながら、町長は組織を束ねる組織人として部下を守る立場でありながら、職員を提訴することが正しいのか疑問に思うところでもあります。これは先ほどの何人かの方々からの質問にもありますけれども、仮に、職員に職務規律違反があるとしても、町長の主張が正しいとなれば、地方公務員法の懲戒規定にのっとり処分をするのが先ではないのですか。これは丸本議員も同様

の質問をされておりました。また、交渉中の現金要求が事実か否かについても、町長は提訴以外に方法はなかったと言われております。いずれ司法の場で明らかになるにしても、町政の混乱や今後の地元区の交渉はどう行うのか、先ほどの廣畑議員の質問にも触れてきます、岡谷議員の質問にも関連しておりますけれども、これは決して私は町益にならないと思うのですが、ご見解を賜りたいと思います。

総括ですので、次の第三天山の町名義泉源のその後の経過について質問をいたします。この問題については、今年の12月議会で平成22年11月15日の全員協議会の資料のもと、一般質問し、この6月15日にその後の経過を伺っています。この6月15日の一般質問に基づき、その後の経過についてお伺いいたしたいと思います。1点目は、議事録によりますと、県当局と協議を継続しているとのことで、温泉法11条による申請をした場合、県環境審議会温泉部会の審議を経て許可の判断がされると伺っているところで、引き続き協議してまいりたいと6月議会では答弁されていますが、その後の経過についてお伺いいたします。2点目は、湯崎漁港整備工事中止等請求等調停申立事件に関して、温泉会社より第三天山及び行幸元湯の各泉源において泉源の水位、温度、伝導度等の観測を調停案に記載されていましたが、その後の経過はいかがでしたか。これはもう調停成立しておりますけれども、この点についてお伺いいたします。3点目は、顧問弁護士も土地所有者との契約は有効であるとの見解でございますが、その後の交渉経過について伺いたいと思います。4点目は、温泉の利用について、将来は湯崎浜広場に観光客の憩いの場として足湯を建設してもよいのではと私は思っておりますが、この温泉を活用した施策を提言するところですが、お考え方はいかがなんでしょうか。

3つ目、災害復旧で国県の補助対象とならない河川、農道、林道、農機具等の被害救済についてお伺いいたします。

廣畑議員も質問をされておりましたけれども、台風12号、15号の被害状況については我々は10月21日の臨時議会で説明を受けたところであります。また、恐らく全議員だったと思いますが、現地視察を受けて改めて自然の猛威と被害の甚大さに驚愕したところであります。大井堰については国県の災害査定により、今議会で災害復旧費として3,800万円を計上され、来春の田植えに影響のないよう努力されていることには、まずもって関係者に感謝申し上げたいと思います。片や、血深井堰は現地を見てきましたが、樋門側が侵食されて深みになっておって、実際、樋門を開けたときに水が乗るのか、水利組合の関係者も一番心配しているところであります。査定が終っていないように仄聞しますが、ここは天然記念物オオウナギの件もございます。文化庁がどう言うのか、それらの心配をしております。早急な取り組みを願うところであります。先日も安居暗渠について報道されていましたが、鈴木七右衛門翁の意思を継いでいくためにも、来春の田植えには完成させたいものであります。暗渠自体には被害がないようではございますけれども、水路にはかなりの被害があると聞いております。しかし、今回の災害で中小の河川、農道、林道、農地等に甚大な被害があり、それに農業従事者の高齢化により、深刻な問題となっております。また、農機具が浸水により使用不能、修理不能もあるようで、これまた深刻な悩みを打ち明けられました。そこで、今議会で農業生産基盤復旧支援補助金として846万4,000円が計上されておりますが、県の補助金が決まったら、具体的にどのような救済策をとるのか伺いたいと思います。また、県のほうで採択の基準が示されているようですが、県会議員に問い合わせますと、約県下で5,000万

円のぐらいの枠で予算を組んでいるそうですが、既に自前でもう復旧されている方もあります。そういうような方は今後どのような救済策をされていくのか、また、区長さんや農業委員さんの協力を求めて査定対象外の救済策を願うところであります。ご所見を賜りたいと思います。

以上をもって、第1回目の質問を終わります。

○議 長

総括方式の質問でございますから、一括して答弁をしていただきたいと思います。

それでは、ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

番外 町長 水本君（登壇）

○番 外（町 長）

議員のまず1点目の懲戒処分についてのご質問でございますけれども、おっしゃってくださいますように、係争中の訴訟中の案件でございますので、詳細は差し控えたいと思うところでございますけれども、まず10月31日と11月14日の配付資料にて違いがあるのに理解が苦しむということ。それもいずれ明らかになっていくことと思っておりますので、どうかただいまの答弁はお許し願いたいと、このように思います。町長が組織を束ねる組織として部下を守る立場でありながらということでございますけれども、それは当然のことであります。ただ、私が思いますのには、法治国家の日本でございますから、やはり法を遵守して、その上に基づいて執行していくという形が然るべき姿ではないかと思っております。先ほどもほかの議員の方にお答えさせていただいたのと同様でございますので、よろしく願い申し上げます。地方公務員法の懲罰規定に基づいてというご所見を賜りたいということでございますが、それも先ほど申しましたように、提訴の問題と地方公務員法の問題は若干次元の違うところがございまして、そのような形でご理解をいただきたいと思っております。町政の混乱や今後の地区との交渉には、行うのは決して町益にならないと思うがというお話でございますが、私は決して町政、白浜町を混乱させようと思つてそのようなことに出たわけではございませんので、その辺はご理解いただきたいと思っております。やはり、どうしましてもただすべきところはただしていくということを根本にしないと、それは私は前進しないのではないかと思う次第でございますので、よろしく願いいたします。

さらに、第三天山の名義変更のその後の経過でございますが、第三天山は6月の議会以降、町としましても第三天山の温泉の有効活用について、温泉法第11条に基づき、動力装置の許可を得るよう県当局と協議を続けてきたところでございます。現在、県当局より協議をもとに第三天山にかかる動力装置の許可申請について準備中であり、迅速に取り組むよう担当課に指示しているところでございます。詳細につきましては担当課からご説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

次に、災害復旧についての国県の補助対象でございますけれども、現在、和歌山県において農業生産基盤復旧支援事業として、事業費40万円未満の農地の復旧や農道、水路、ため池等の復旧に事業費45%、営農再開緊急支援事業として樹園地等の復旧、農業用のハウス復旧等に3分の1を補助する事業を計画しております。また、農業用機械購入支援につきましては、生活営農資金としまして350万円までの無利子融資の受け付けを開始しております。町といたしましても、これらの事業を活用し農家等の負担を軽減するため、残りの半分の支援、受益者負担をできるだけ抑え、復旧を支援する補正予算を今回計上させていただ

ておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。なお、農機具の修繕に対する支援はないものと聞いております。今後の取り組みとしましては、県の12月補正予算が成立し、要綱要領が制定されてから後、支援となりますが、既に着工した工事も対象にしたいと考えておりますので、きちんと決まりましたら各区長さんや農業委員さん、新聞等を通じて広く住民の皆様にご報告し、支援していきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

血深井堰につきましては、担当課のほうから答弁させていただきます。

足湯につきましては非常にありがたいご意見をいただきまして、ありがとうございます。町としましては湯崎漁港の整備事業で地域の住民の方々と集える場として広場整備を計画しております。その中で足湯建設を実施したいと考えているところでございます。関係の皆様方との十分な協議をしながら、その有効活用を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、概略説明とします。

○議 長

番外 観光課長 正木君（登壇）

○番 外（観光課長）

第三天山の町名義源泉のその後の経過等につきまして、補足説明をさせていただきます。現在、和歌山県環境生活総務課、田辺保健所とも温泉動力装置許可申請について協議中ですが、先ほどの町長答弁にもございましたように、町といたしましては第三天山源泉の有効活用について取り組み、また、温泉法第11条に基づき、動力装置の許可を得るべく取り組むというのが方針でございます。以後、県担当者と協議を続けてまいりましたが、11月には申請にかかる提出書類等についての指導を受けており、現在、その作成に取り組んでいるところでございます。今後も県当局や地権者と協議しながら申請手続を遂行し、申請後は環境審議会温泉部会でご審議いただく予定となっております。

次に、調停との関連ではありますが、去る、ことし10月6日の第8回調停期日より、調停が成立いたしました。その調停条項の中の第2項で、相手方は本件整備工事の終了まで、及び終了後の1年間は現状の観測所である砒湯、第三天山及び行幸元湯の各泉源において、泉源の水位、温度、伝導度等、現状と同様の観測を続け、1カ月の観測結果をまとめ上げて当該月分の翌月末日までに申立人らに資料を開示する。ただし、本件整備工事終了から1年経過日以降の観測所の設置と観測の方法等については、その必要性並びに設置及び観測等に要する費用負担者の問題をも含め、当事者相互間において誠意をもって協議を行う。なお、相手方は本件整備工事の終了を文書で申立人ら代理人に通知し、その文書の到達日をもって本件整備工事の終了日とするとなっております。相手方というのは町でございます。申立人は温泉会社でございます。現在、観測を行っています泉源観測は、掘削工事完了後1年間はそのまま町で観測を続けていきますが、その後の泉源観測につきましては、これから温泉会社と町で必要性や費用負担なども含めて協議してまいりたいと考えています。

次に、土地所有者との協議につきましては、土地所有者からも6月に第三天山の取り組みについての町の方針について文書で回答を求められ、土地所有者との契約について再度弁護士相談を行ったものであります。町の方針としましては、第三天山源泉の有効活用について取り組み、また温泉法第11条に基づき、動力装置の許可を得るよう県当局と協議してまい

りたいという回答をしており、今後も土地所有者との協議を行っていきたいと考えております。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

○議 長

番外 建設課長 笠中君（登壇）

○番外（建設課長）

災害復旧での国県の補助対象とならない河川、農道、林道、農機具等の被害救済についてのご質問でございますが、私からは河川についての答弁をさせていただきます。

河川災害の救済につきましては、国県災害はさまざまな採択条件があり、それが該当しなければ補助対象となりません。例えば工事費が60万以上であることとか、天然護岸は対象外などがございます。建設課においては河川、道路を問わず、補助採択適用除外分の災害につきましては、町単独事業費で復旧することとなります。この場合は地元等の負担金は発生してきません。また、白浜町には準用河川、普通河川で83の川、町道にあつては1,366路線あり、豪雨や台風時には建設課職員にてパトロールや被害調査を行っておりますが、すべての箇所を把握することが困難であるため、地元の皆様からの通報また情報に頼らなければならない状態でありますので、今後ご協力をお願いいたしていく次第でございますので、どうかよろしくをお願いいたします。

○議 長

番外 富田事務所長 辻君（登壇）

○番外（富田事務所長）

血深井堰の災害復旧工事につきましてご質問がございましたので、お答えいたします。

この井堰につきましては、ご存じのように天然記念物のオオウナギの生息地のそばにございます。そのため、文化庁との協議を行いました。オオウナギの生息に影響が出ないよう復旧してほしい旨の指導を受けてございます。そのため、災害復旧工事には文化庁協議、地元協議が間に合いませんので、来年の農業用水取水に大型土のうを設置して仮復旧し、営農に支障がないよう計画をしてございます。設計変更、地元協議、文化庁協議が終わり次第復旧工事となりますが、今回の復旧事業ではなく他の補助メニューの採択を受けて施工することとなります。よろしくお願ひしたいと思います。

また、安居の用水路、暗渠の下流にございますけれども、そこが被災をしてございます。それにつきましても質問がございましたので、お答えさせていただきます。

災害復旧工事につきましてはきのうとおとこの2日間、国の査定を受けてございます。現在、その査定を受けまして事業実施に向けて取り組んでおりますので、今後事業予算の補正などよろしくお願ひ申し上げたいと思います。

以上です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議 長

それでは、再質問を許可いたします。

14番 楠本君（登壇）

○14番

まず最初に中間報告の関係について2次質問をいたします。

1つは、10月31日の課長会の経過と要点、さらには、11月14日の三役の配付資料、

いずれもこれ議員懇談会の資料です。これらについて、私も新聞の論評がなぜ違うのか、そういうようなことをずっと精査をしたところです。また、議員懇談会の発言に重複しますが、3月議会の副町長人事で議員と何か取引をしたのかと保呂区との交渉の中において質問があったと、これについては懇談会では保呂の契約延長と何ら関係ないところで答えななだという話でありました。先日、町民の方から、私の知り合いですけれども、お二人の方から電話をいただきました。5人組ってだれらのことなんよと、何か不都合なことでもしたんかと電話があったところであります。あたかもこの5人の議員と取引があったかのように吹聴されて、私たちの交渉の場にはいないところで町内外でこう言われております。私たち5人の議員の名誉にもかかることです。改めてこの件について、我々は町長とこの人事案件で何か取引しましたか、町長のはっきりした明言をください。

また、今お座りの幹部職員も、3月の副町長人事について当日11時過ぎに休憩を挟み、13時過ぎよりこの案件に入ったところで、全協では通常起立採決のはずが、議長職権で異議なしの同意となったところはもう皆さん、ここにお座りの方は皆知っているとおりであります。私も反省をしなければならないところがあります。動議を出して起立採決で賛成何票、反対何票、棄権何票等々やっぱりすべきでなかったかと、私も議員の1人として反省しています。しかし、我々5人が同意に回っても不同意に回っても、過半数に達しません。このように事実でないことを吹聴されるのは議会制民主主義に対する干渉であると言わざるを得ません。この人事案件は、何の人事案件でもそうですけれども、町長がこういう人事について行いますのでという根回しが慣例です。しかし、実際に同意にするか何にするかというのは、従来から議員の考え方が優先されることでありまして、このことはやはり今議会で私ははっきり町民の皆さんにも知ってもらう必要があるから、また、あえて私は言わせていただきます。また、課長会の資料では何ら政治的な生臭い話に振られておりません。会議の席上で幹部の職員の1人が政治的な話をご遠慮願いたいと、こう言われたと聞きます。町長、副町長は肝心なところでだんまり戦術で通したと聞きますけれども、これは聞くに耐えられなかったということですか。中間処理施設の契約問題を円満に解決したい、これは議員も職員も皆一緒なんです。なぜ、このときに政治的な生臭い話が歯どめできなかったのか残念でならないと思います。この課題は大方の町民をカヤの外に置いての議論で、訴訟まで発展しました。各々が冷静に行動すべきでなかったのか、議会側でも調査特別委員会を設置するなり、私も議員の1人として反省しているところであります。しかし、この混乱の責任は執行権者である町長にあります。もし、処分をするならば、町長、副町長も、先ほどの質問にもありましたが、この混乱の責任をとる意味でみずからを罰するというのも大事ではないかと。職員を処分するならば、先ほどの話とちょっとダブりますけどね。また町長、公人と私人との使い分けをなされておりますけれども、町長は外へ行ってもやっぱり町長ですよ。議長も外へ行ってもやっぱり議長です。町民は公人と私人の使い分けはされておられません、現実。そこらも町長、よく考えてください。何かコメントがあったら、また後ほどお伺いしたいと思います。

それと、第三天山について質問します。

第三天山については契約が有効との見解であります、顧問弁護士は。契約上、供給に伴い発生する金銭的な供給がないとの報告であったが、実際許可が出た場合、温泉の利活用はどうするのですか。温泉法11条動力申請の話は、私は昨年12月議会にしております。ま

た6月議会にしております。1年経過しております。今までどういう取り組みが、温泉審議会環境部会とどのような取り組みがなされたのか、ちょっと仕事が遅いのではないかと、こういうふうに思います。また、係争中のいわゆる温泉の水位やとか伝導度とかありましたけど、そこらについて湯崎漁港整備事業の中において、現在のところ何か不都合な点があるのか、調査の結果は、観測の結果についていかがなんでしょうか。この点について伺いたします。

それから、災害復旧の件で、血深井堰については水利組合の関係者はもう通常4月29日に取水、誘水するというのをもう決めてるようです。この点も踏まえて関係者と調整の上、田んぼに水を入れるだけじゃなくて、そのための田ごしらえというのがかなりの水も要ります。そういうようなことも踏まえて対応願いたいと思います。

それから、林道の整備は緊急要素でございまして、今、森林組合では民主党政権になってから切り捨て間伐はだめ、山へほおっておくのはだめですと、搬出間伐をなさないと、そういうでなければ補助金が出ません、こういうことが今、森林関係者の中で、山は荒廃するし、切り捨て間伐はあかんし、搬出間伐にはまず道が必要です、こういうようなことも含めて深刻な問題になっています。先日も森林組合の理事会の中で牛屋谷の林道の作業道の話が出ましたけれども、256万の設計調査費を支出したいんですけども、この災害復旧ができません限り、できない。256万をだめにせなあかんと、こういうような深刻な問題も出ております。この点も踏まえて、取り組みについてご答弁を願いたいというふうに思います。

これで2回目の質問を終わります。

○議 長

ただいまの再質問に対して当局の答弁を求めます。

番外 町長 水本君

○番 外(町 長)

まず、その温泉でございますけれども、私も会員でございますけれども、その審議会が年に数回しか開かれないところでもございまして、そういう中で遅れをなしているところがございますので、ご了解お願いしたいところです。その温泉の40年にわたる契約が経ているところがございますけども、今までの金銭の行き来はないようにお聞きしておりますので、そういうふうになってきますと、これは幾つかの説があるんですけども、詳細を検討しなければなりませんけれども、その契約のあり方につくっても再度の計画が必要なのかどうかということにもなってきますので、その辺はまた温泉が正式に許可出ましたらそれはそれで協議していきたいと思っておりますし、足湯等の活用あるいはいろんな面の活用等も考えられるとこなので、それは担当課とまた協議して詰めていきたいなと思う次第でございます。

もとの話に戻りまして、冷静に対応することができなかつたのかというお話でございましてけれども、私としましたら、やっぱり町民の皆様には事実、真実をわかっていただきたいという思いでございましたので、それはそのように対応させていただいたところでございまして、ご理解よろしくお願ひ申し上げます。

農林に関しましては、担当課からお答えいたします。

副町長人事に関しましてのお話というふうな、先ほどありましたけども、保呂区との交渉の中で出てきたと。なぜそこを明確に答えなかった、本当に非常な緊張感の中と申しませうか、まともな思考ができない状況の中での交渉でございまして、十分に言葉を開くことが

私としてはできない状況でございましたので、そのことで誤解を与えてしまったことは申しわけないし、決してそういうふうなことは、取引などはしておりませんので、ご理解をお願いします。

○議 長

番外 観光町長 正木君

○番外（観光課長）

先ほど第三天山のことに関連して、今観測しているデータに問題はないのかというお問い合わせでございますが、漁港関係事業との関係で観測していたデータに問題はございませんので、報告をさせていただきます。

○議 長

番外 富田事務所長 辻君

○番外（富田事務所長）

林道の整備につきましてご質問いただきました。

議員さんがおっしゃられたように、森林整備の制度も変わってきてございます。今回の台風によりまして、町内の林道につきましては、ほぼ全体が被害を受けているような状況がございまして、まず、住民の方の生活にかかわる部分から優先的に対処をしてきたところがございます。そして、災害の大きい部分、国の災害復旧工事として申請する部分につきましては、先週、国の査定を受けまして、新年度平成24年単独の予算の中へその林道の整備の復旧工事を計上をお願いしているところがございます。林道については24年度に入りまして整備を図っていきたいと考えておりますけれども、国県補助以外の林道につきましては優先順位をつけまして、もう単年度では一度にやり切るということは非常に難しい状況がございまして、年次計画を立てて取り組んでいきたいというふうに現在考えてございますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議 長

それでは、再々質問があれば許可いたします。

14番 楠本君（登壇）

○14番

課長会の要点とさらには町長の要点については、これはもう町長が先ほどから質問で係争中であると先ほどから言われておりますので、これ以上町長に迫っても回答が出んかなというふうに思うんです。しかしながら、けさほどの質問にもあったように、24年度からやはり炉の改造をしていかなあきません。そういうような場合、この覚書から始まって前段の廣畑議員が言うたように、一般的に言うて提訴中であるのにその交渉に入れますか。私は現実には無理だと思うんですよ。ということは、裁判がどのぐらいのスタンスで終わるのか。6カ月、1年もかかったら、その分ずっと遅れてきますね。そこらの点についても再度やっぱり町長、ここはほんまに。もちろん個人としてのいらだちがあるかもわからんけど、白浜町のトップの執行権者として、ぐっつぱを飲み込んで頑張ってもらえる、そんな気持ちにならないのか思うところです。それで、課長会の皆さんに私はコメントを求めるつもりもございません。しかしながら、交渉というのは30対3とかいうもんじゃなくて、言葉のあやとかそういうものだと私は違うと思うんですよ。その当人の受けとめ方にもよると思います。そういうようなことも含めて、やはり幾ら公の交渉であっても、何でも言うたらええというも

んで私はないと思います。もっと真摯にやるべきであると思います。私どもにも最終処分場の施設がございます。日置にもございます。そういうようなことも含めて、今後に悪影響を与えないような解決策を望みたいと私は思うわけですが、最後に町長、この部分について、もう何ともならんねと言うのか、そこらの点にだけ、この中間施設の部分について伺いたいと思います。

それから、第三天山については今説明を受けましたけど、これもずっと今までの経過を私も今年の12月議会、6月議会とずっとしつこく言うてきましたけど、これもほんまに町益の面から考えたら、係争やとかそういう長いのはできるだけ、問題は早いこと解決するほうがいいと思います。そういう部分ではもちろん相手方の主張もあるんだろーと思いますけれども、温泉審議会で協議されたらこの温泉も町民が憩いの場となって使えるように、また相手方に対しても温泉供給をきちとした上において、金銭的な部分についても契約の見直しとか、そういう部分も町長としてちゃんとやってもらいたいなというふうに思います。

3つ目の災害の話は、これ、本当に農機具は対象にならんということ、今、農機具はもう所長、かなり高額なんです。それで、もう今皆コンピューターでしますから、基盤変えたりそこらではいきません。そういう部分ではこれ、保険という制度もあるんやけども、ここらについて県のほうでも何とかならんかというような提言もしていただいて、もうほんまに車買うほどお金が要りますからね、そういう部分についてはもうこれから先のことを考えたら、何年でこれ払い終わるんだと、もう年になってくるのに新しい買いかえは無理やと、そういうような深刻な相談も来ております。それも踏まえて第1次生産者の気持ちになって、もう少し県のほうへも働きかけていただきたいと思うわけです。

以上で3回目の質問を終わります。

○議 長

ただいまの再々質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 町長 水本君

○番 外(町 長)

中間処理の1点目のご質問でございますけども、私としましてはこれまで同様、対応していきたいと思っておりますので、どうかご理解をお願いしたいところでございます。

2点目の第三天山のお話でございますけれども、それは本当に温泉審議会からの許可が得られましたら、早急に有効活用を図れるように取り組んでまいりたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

3点目の農機具につきましては課長のほうから答弁。

○議 長

番外 富田事務所長 辻君

○番 外(富田事務所長)

補助対象についてはまだ具体的にちょっと示されておられませんので、内容的にどうなるかわからんのですけれども、議員さんの言われていることは非常に私どもも理解でき、何とかそういうふうにしたいと思うんですが、またちょっと非常に難しい状況がございます。あと、県のほうへ、もうすぐ決まるかと思うんです、県議会ももうすぐ終わるかと思うので、その関係でほぼ固まってきてるのではないかと思いますけれども、一度県のほうへちょっと働きかけをしたいというふうに思っております。

以上です。

○議 長

14番 楠本君（登壇）

○14 番

もう質問終わりますけど、1つだけ漏れました。

建設課長、中小河川で倒木が町河川にかなり倒れております。これがまたせいで、また二次災害が起こる可能性もあるということで、住民からも強い要望がありましたので、先ほどだれかの質問に答えられておりますが、それもあわせてひとつよろしく願いいたします。

以上をもって私の質問は終わります。ありがとうございました。

○議 長

以上をもちまして、楠本君の一般質問は終わりました。

一般質問の途中でございますけれども、本日はこれをもって延会し、明日12月15日木曜日午前9時30分に開会したいと思います。これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、本日はこれをもって延会します。次回は、12月15日木曜日午前9時30分に開会いたします。開会時間を間違えないようによろしくお願い申し上げます。

本日は大変お疲れさまでございました。ありがとうございました。

議長 西尾 智朗は、16時14分延会を宣した。

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

平成 23 年 12 月 14 日

白浜町議会議長

白浜町議会議員

白浜町議会議員